

平成6年度－平成7年度
文部省科学研究費補助金
一般研究(C)
研究課題番号: 06680021
研究成果報告書

労働時間の短縮による
夫婦の生活時間バランスの変化に関する研究

平成10年3月

研究代表者 平田道憲
(広島大学 教育学部 助教授)

はじめに

本書は平成6年度および7年度にわたり、文部省科学研究費補助金一般研究(C)の交付を受けて実施した研究成果の報告書である。

労働時間の短縮はもとより重要な政策である。しかし、労働時間の短縮は豊かな生活を実現するための目的ではなく手段であるはずである。手段としての労働時間短縮を豊かな生活の実現という目的に結びつけるためには解決すべき課題も多い。本研究では、夫婦の生活時間配分のバランスに注目し、夫あるいは妻の労働時間短縮がそれぞれの配偶者の生活時間配分にどのような影響を与えるのかを明らかにしようと考えた。

本研究の報告書をまとめるのに研究終了後、二年を要してしまった。まとめている途中で研究計画当初考えていなかった分析が有効であることに気づいたためである。しかしながら、成果の報告が遅れてしまったことは研究代表者の責任であり、ここにおわびしたい。

成果の報告が遅れたにもかかわらず、残された課題が多いことも自覚している。今後とも本研究の成果を生かして何らかの形で研究を続けていきたいと考えている。

最後に、生活時間調査というかなり面倒な調査の対象者として協力してくださった方々、研究を支援してくれた研究協力者に感謝する次第である。

平成10年3月

研究代表者 平田道憲

研究組織

研究代表者 平田道憲 (広島大学教育学部助教授)

研究協力者 貴志倫子 (広島大学大学院教育学研究科博士前期課程)

研究経費

平成6年度 900千円

平成7年度 500千円

計 1,400千円

研究発表

(1) 学会誌等

平田道憲、夫婦の生活リズムに与える職業労働の影響、広島大学教育学部紀要
第二部 第45号、1997年3月

(2) 口頭発表

平田道憲、週間労働形態からみた夫婦の生活時間、日本家政学会第48回大会、
1996年6月1日

貴志倫子・平田道憲、性別役割分業観からみた夫婦の家事労働時間、
第43回日本家政学会中国・四国支部研究発表会、1996年10月6日

平田道憲、週休パターンからみた夫婦の生活時間、日本家政学会第49回大会、
1997年6月1日

目 次

はじめに

第1章	研究の背景と目的	1
1-1	研究の目的	1
1-2	長時間労働の弊害	2
1-3	夫と妻の生活時間の特徴	2
第2章	週間労働形態からみた夫婦の生活時間	4
2-1	週間就業時間からみた夫婦の生活リズム	4
2-2	週休制度からみた夫婦の生活リズム	9
2-3	まとめ	15
第3章	生活時間調査の基本的考え方	17
3-1	調査の視点	17
3-2	調査の概要	17
3-3	調査対象者の特徴	20
第4章	就業日パターンからみた夫婦の生活時間	26
4-1	夫と妻の生活時間の概要	26
4-2	週休制度と就業・非就業パターン	29
4-3	就業日別にみた夫と妻の生活時間	33
4-4	就業日パターン別にみた夫と妻の生活時間	40
4-5	まとめ	48
資料編		49

第1章 研究の背景と目的

1-1 研究の目的

長時間労働の問題の解決のために、労働時間短縮、いわゆる時短政策が実行されつつある。「平成8年度(1996)までに、年間総労働時間1800時間を達成する」ことを目標とした「生活大国5か年計画」は、当初その実現可能性が危ぶまれていた。現在でも目標が達成されているか否かだけをみれば確かに達成されていないけれども、1993年度には所定内労働時間がはじめて1800時間を切るなど当初予想していた以上に着実に成果をあげつつある。

しかしながら、家族成員の時間配分という視点からみたとき、職業労働時間の短縮は、家族成員の生活の質を均等に高めるだろうか、という疑問がある。つまり、だれのための職業労働時間の短縮か、ということである。

これについては、たとえば労働時間短縮の先進国であるといわれているドイツにおける柚木の研究があり、ドイツにおいてさえ、労働時間短縮の成果は主として男性のものになっている[柚木、1994]。柚木の研究は、有職男性と有職女性とを比較したものであるが、家族成員という視点からとらえるためには、専業主婦についても考える必要がある。

これまでの生活時間研究の研究成果をまとめると、長時間労働が個人あるいは家族生活の阻害要因になる可能性が大きいことは明らかであるとしても、労働時間が短ければ自動的に充実した生活を保障するとはいえない。たとえば、高齢者は一般に労働時間が短く自由時間が長い、必ずしも自由時間が長いすべての高齢者が充実した余暇をすごしているとはいえない。

このことは、労働時間が短縮される当該本人にとっても重要なことであるが、その本人が属する家族の他の成員にとっても重要なことである。家族内の一員、たとえば夫の労働時間の短縮が、自動的に他の成員、たとえば妻の生活時間配分を充実させるとはいえないであろう。

このような背景をふまえ、労働時間の短縮による夫婦の生活時間配分バランスの変化について検討することを本研究の目的とした。そのために、次の二つの研究を実施した。第一は、社会生活基本調査のデータを用いて週間就業形態からみた夫婦の生活時間配分について分析した。週間労働形態として、週間就業時間と週休制度をとりあげた。第二に、同一世帯の夫婦を対象とする生活時間調査を実施し、夫と妻の就業日パターンからみた夫婦の

生活時間について探求した。

本報告書の構成は次のとおりである。

第1章の残りの部分では、長時間労働の問題と夫と妻の生活時間の特徴から、本研究の背景について検討する。

第2章では、週間就業形態からみた夫婦の生活時間について検討する。

第3章では、本研究で実施した生活時間調査の基本的考え方を述べ、第4章では実施した生活時間調査に基づいて就業日パターンからみた夫婦の生活時間について分析する。

1-2 長時間労働の弊害

本研究の背景として、はじめに、長時間労働に従事している人がどのような生活時間配分をしているのかを検討する。。

研究代表者が参加して媛県松山市で1991年に実施した生活時間調査によれば、平日の男性の54.9%は職業労働時間が8時間を超え、26.4%は10時間を超えている。職業労働時間が10時間を超えている人に注目すると、睡眠時間を削り、自由時間が短くなっていることがわかる。職業労働時間が8時間半を超え10時間以下の人の自由時間が3時間19分（この時間も全体平均よりは短い）であるのに対して、職業労働時間が10時間を超えている人の自由時間は2時間16分である。したがって、個々の自由時間活動も短くなっており、テレビ視聴時間も短い。ただひとつの例外は休息である。休息時間は、職業労働時間がもっとも短い人と並んで長くなっている。

ここで、テレビ視聴時間に注目すると、職業労働時間が長くなるにしたがって逆U字型になっている。つまり、職業労働時間が7.5時間を超え8.5時間以下の人のテレビ視聴時間がもっとも長く、職業労働時間がそれ以上でも以下でもテレビ視聴時間は短くなる。

もちろん、現実には女性の長時間労働も存在するけれども、統計的には、長時間労働に従事しているのは男性が多い。男性、とくに夫の長時間労働は、家族にどのような影響を与えているかについて、天野寛子は、家庭経営学の視点から夫の長時間労働の弊害をまとめている [天野寛子、1989]。

1-3 夫と妻の生活時間の特徴

研究の背景として、ここでは、既存の生活時間研究の研究成果から、日本における夫と妻の生活時間配分の特徴を次の4点からまとめておきたい [平田、1993]。

第一は、有職既婚女性の時間配分の特徴である。有職既婚女性は、妻および働く女性としての二重の役割によるタイムプレッシャを受けている。

第二は、有職既婚男性の家事労働時間の特徴である。日本の有職既婚男性（夫）の家事労働時間は短く、諸外国と比較してもとくに短い。

第三は、睡眠時間における特徴である。日本においては、無職の妻の睡眠時間は有職の夫より短い。日本ではそれほど奇異に感じられないこの結果は、実は、諸外国との比較においては、例外的である。諸外国においては、無職の妻の睡眠時間は有職の夫より長い。

第四は、無職既婚女性、いわゆる専業主婦の日曜の家事労働時間の特徴である。有職既婚女性の家事労働時間は平日より日曜の方が長く、無職既婚女性の家事労働時間は平日より日曜の方が短い。しかしながら、日曜の家事労働時間そのものは、無職既婚女性の方が長い。同様の傾向を示す旧東欧諸国の調査結果についてハンガリーの生活時間研究者であるサライが提示した「無職既婚女性は、夫へのデモンストレーションのために日曜に家事をするのではないか」という仮説が日本においてもあてはまるかもしれない。

<文献>

天野寛子 1989 生活時間と家庭、日本家政学会編 1989 家庭生活の経営と管理 朝倉書店、57、60 ページ)。

平田道憲 1993 労働時間の短縮による家庭生活の変化、広島大学教育学部紀要 第二部 第42号、151-157 ページ

柚木理子 1994 「自由時間社会」のジェンダー分析、原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編 1994 ジェンダー (ライブラリ相関社会科学2) 新世社、85-107 ページ。

第2章 週間労働形態からみた夫婦の生活時間

第一の研究として、本章では、夫婦の一週間の労働形態が夫婦の生活のリズムに与える影響を明らかにすることを目的としている。

一週間の労働形態として、週間就業時間および週休制度に着目し、有職の夫と妻の場合は一週間の労働形態が本人に与える影響を分析し、専業主婦の場合は有職の夫の週間労働形態の影響を検討した。

研究の方法としては、総務庁統計局が実施した「平成3年（1991）社会生活基本調査」のデータを研究目的にあわせて加工し、比較分析を実施した〔総務庁統計局、1993〕（注1参照）。有職の夫および妻については雇用者のデータを用い、無職の妻については、夫が雇用者である世帯についてのデータを用いた。

2-1 週間就業時間からみた夫婦の生活リズム

上で述べたような日本における夫婦の生活時間配分の特徴を念頭におきながら、本章の主題である夫婦の生活リズムに与える職業労働の影響をみていきたい。なお、以下の分析においては、有職、無職の代わりに、社会生活基本調査の用語である有業、無業を用いる。

はじめに、週間就業時間について検討する。ここでいう週間就業時間は、所定外労働時間を含む実労働時間である。

週間就業時間を「35時間未満」、「35-48時間」、「49時間以上」の三つに区分すると、その構成比は夫と有業の妻とで異なる（表2-1-1）。

雇用者の夫の場合は「49時間以上」の構成比がもっとも高く、47.7%で半数近い。夫の週間就業時間が「35時間未満」の者は3.9%にすぎない。雇用者である妻の場合には、「35-48時間」の構成比がもっとも高く、「35時間未満」の短時間雇用者の比率もかなりある。妻の週間就業時間が「49時間以上」の者は14.0%である。無業の妻の夫が雇用者である場合の週間就業時間の構成比は夫自身の構成比と類似している。

図2-1-1は、雇用者である夫の週全体の生活時間配分を週間就業時間別にみたものである。週全体のデータとは、平日、土曜、日曜の時間配分をウエイト付けして平均したものである。なお、図には、食事と身の回りの用事の時間が含まれていないので、合計時間が24時間にならない。

表2-1-1 週間就業時間別構成比（雇用者）

週間就業時間	夫	有業妻	無業妻 の夫
35時間未満	3.9	34.0	4.7
35-48時間	44.2	47.0	43.6
49時間以上	47.7	14.0	47.0
15歳以上 人口総数	16,858	9,580	7,357

（単位 構成比:% 人口総数:千人）

週間就業時間が「きまっていない」という
カテゴリーがあるので、構成費の合計は
100%にならない

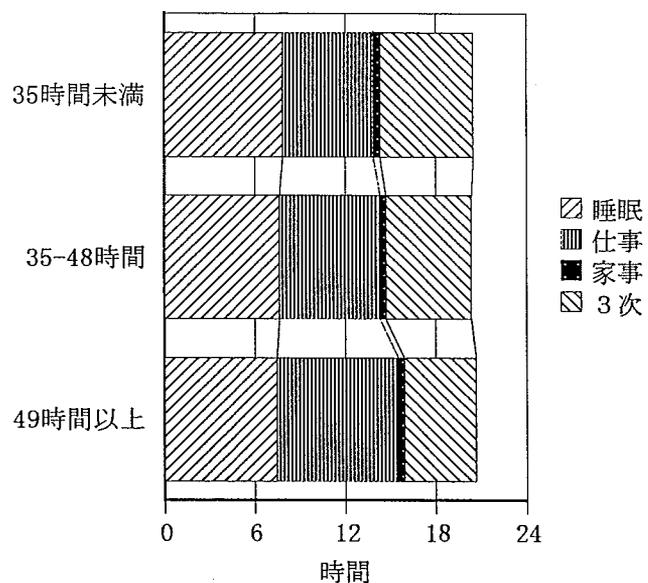


図2-1-1 週間就業時間別生活時間配分
(週全体・有業の夫(雇用者))
社会生活基本調査 1991

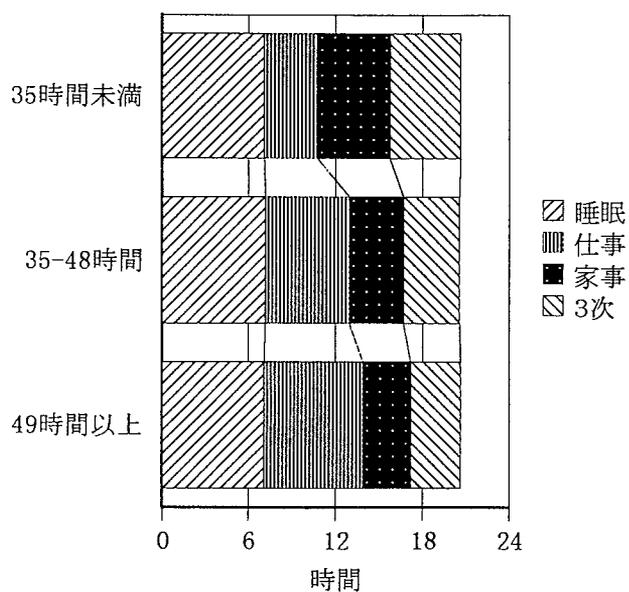


図2-1-2 週間就業時間別生活時間配分
(週全体・有業の妻(雇用者))
社会生活基本調査 1991

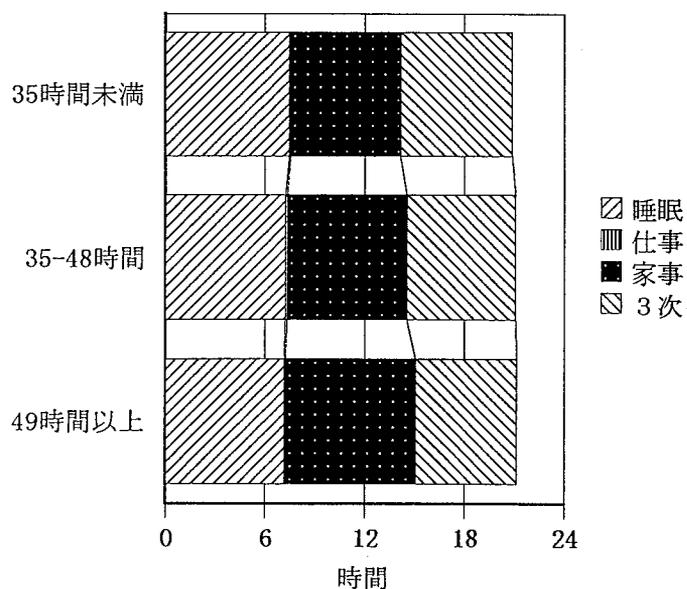


図2-1-3 夫の週間就業時間別妻の生活時間配分
(週全体・無業の妻(夫は雇用者))
社会生活基本調査 1991

この分析は、夫の長時間労働の特徴を明らかにすることにほかならない。夫の長時間労働については、家政学分野において、伊藤、天野たちによって詳しく検討されている〔伊藤セツ・天野寛子、1989〕。筆者が参加した愛媛県松山市における生活時間調査においても夫の長時間労働の問題を検討している〔矢野眞和、1995〕。いずれの研究も特定地域を対象としたものであるので、ここでは、日本全国の動向をとらえておくことにする。

週間就業時間別にみているので、仕事時間に差があるのは当然である。週全体の日あたりの仕事時間は週間就業時間が長くなるにつれて6時間1分、6時間36分、7時間59分となる。

長時間労働の研究においては、長時間労働によって何の時間が削られるかという視点で分析するが、ここでは、週間就業時間が短くなることによって何の時間が増えるかというみかたをしてみたい。週間就業時間が短くなると睡眠時間が増え、3次活動時間、いわゆる自由時間が増加する。とくに自由時間は、もっとも就業時間が長いグループの4時間45分からもっとも就業時間が短いグループの6時間12分へと増加している。では、家事労働時間はどうか。ここでの家事労働時間には買い物や子供の世話も含まれている。この家事労働時間は、週間就業時間がもっとも長いグループからもっとも短いグループにかけて、22分、26分、26分であり、3次活動時間や睡眠時間と比べるとほとんど増加していないといえる。

ここでのデータは、個人の週間就業時間の変化による生活時間の変化を示したのではなく、クロスセクションデータではあるが、夫の職業労働時間の短縮がすぐに家事労働負担につながるとはいえないことを示唆しているといえる。

図には示していないが3次活動時間の内訳についてみると、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の時間、「趣味・娯楽」の時間は週間就業時間が短いほど増加する。週間就業時間がもっとも長いグループともっとも短いグループとを比較すると、「テレビなど」の時間は、1時間57分から2時間37分、「趣味・娯楽」の時間は29分から47分へと増加する。これに対して、「交際」の時間は週間就業時間によってほとんど差がない。週間就業時間がもっとも長いグループの24分に対して、就業時間が中間のグループは27分、もっとも短いグループは25分である。雇用者である夫の交際活動が仕事とつながっていることを示唆する結果であるといえる。

図2-1-2は、雇用者である妻の週全体の生活時間配分を週間就業時間別にみたものである。構成比率からわかるとおり、長時間労働に従事する有業の妻の比率は高くないため、

サンプル数に限りがある生活時間調査においては、妻の長時間労働について分析することは困難であることが多い。社会生活基本調査は、調査対象者数が多いので、妻の長時間労働の影響の分析を可能にしている。

夫の場合と同様、仕事時間には差がある。週全体の日あたりの仕事時間は週間就業時間が長くなるにつれて3時間41分、5時間47分、6時間48分となる。どのカテゴリーにおいても夫の仕事時間よりも短いけれども、とくに週間就業時間が35時間未満の雇用者である妻の仕事時間が短い。

週間就業時間が雇用者である妻の仕事以外の活動の時間に与える影響をみると、夫の場合とは異なっている。週間就業時間が短くなるといわゆる自由時間である3次活動時間が増加する傾向は夫と同様であるが、睡眠時間は週間就業時間による差がほとんどない。週間就業時間がもっとも長いグループの睡眠時間は7時間7分であり、もっとも短いグループの睡眠時間も7時間8分である。夫の場合と異なるもう一つの活動が家事労働時間である。週間就業時間が短くなるにつれて、家事労働時間も3時間16分、3時間43分、5時間0分と長くなる。

職業労働である仕事時間と家事労働時間の圧迫により、3次活動の時間は短くなっている。これは、日本における夫と妻の生活時間配分の一般的な特徴のひとつであった。雇用者である夫と妻の3次活動時間を比較すると、週間就業時間が最長の夫の3次活動時間（4時間45分で夫の中ではもっとも短い）週間就業時間が最短の妻の3次活動時間（4時間53分で妻の中ではもっとも長い）がほぼ等しくなっている。

3次活動時間の内訳に注目すると、夫の場合と同様、「テレビなど」と「趣味・娯楽」は週間就業時間が短いほど長い。妻の場合は、「休養・くつろぎ」の時間が週間就業時間によってほとんど変わらない。最長の週間就業時間の妻の「休養など」の時間が1時間3分、最短の週間就業時間の妻の「休養など」の時間が1時間10分である。

図2-1-3は、いわゆる専業主婦である無業の妻の生活時間を、雇用者である夫の週間就業時間別にみたものである。妻に与える夫の長時間労働の影響を分析することができる。

専業主婦の場合は仕事時間がほとんどないかわりに家事労働時間が長くなっている。この家事労働時間は夫の週間就業時間が長い妻ほど長くなっている。買い物と育児を含めた家事労働時間の総計では、夫の週間就業時間が長くなるにつれて、6時間35分から7時間48分となっている。ただし、家事労働の内訳をみると、育児の時間が夫の週間就業時間と密接に関係していることがわかる。炊事、掃除、洗濯などの狭義の家事労働時間は夫

の週間就業時間によって、12分ほどの差である。これに対し、育児の時間は夫の週間就業時間が長くなるにつれて39分、1時間1分、1時間44分と増加している。ちょうど育児に時間がかかるライフステージにおいて、夫も長時間労働を必要としているのかもしれない。

夫の週間就業時間が長くなるほど家事労働時間が長いことを反映して、睡眠時間、3次活動時間は、夫の週間就業時間が長くなるほど短くなっている。夫の週間就業時間がもっとも短い場合の妻ともっとも長い場合の妻とを比べると、睡眠時間で7時間30分と7時間13分、3次活動時間で6時間44分と6時間6分となっている。

2-2 週休制度からみた夫婦の生活リズム

つづいて、週休制度からみた夫婦の生活リズムについて分析したい。週間就業時間と週休制度は同じような変数であるようにみえるかもしれない。一見、週休が多い方が週間就業時間が短いと考え得るからである。

しかしながら、筆者も参加した1991年の愛媛県松山市における生活時間調査においては、夫の週休二日の問題は、平日のゆとりの問題であることが明らかになった [矢野、1995]。そこでは、週休二日の夫の平日の労働時間が長いこと、週全体の労働時間も週休二日の夫の方が長いことなどが明らかになった。

ここでは、日本全体のデータについて、週休制度の影響をもう少し詳細に検討しておきたい。

はじめに、夫および有業の妻の週休制度の構成比をみておきたい(表 2-2-1)。社会生活基本調査においては、週休を細かく分類している。その中から週休1日と毎週週休2日のみを取り上げ比較することにした。この二つのカテゴリーだけで、おおむね全体の半数を占める。夫の場合は毎週週休2日が26.2%で週休1日より比率が高く、雇用者の妻の場合には毎週週休2日が21.1%で週休1日より比率が低い。無業の妻の夫が雇用者である場合の毎週週休2日の比率は30.2%であり、雇用者である夫全体の比率より高くなっている。

図 2-2-1 は、週休制度別にみた雇用者である夫の週全体の生活時間配分を示したものである。週全体でみた仕事時間は毎週週休2日が6時間59分、週休1日が7時間44分で毎週週休2日の方が短く、日本全体については、上で紹介した1991年の松山市調査の

表2-2-1 週休制度別構成比（雇用者）

週休制度	夫	有業妻	無業妻 の夫
週休1日	22.7	27.4	20.0
毎週週休2日	26.2	21.1	30.2
15歳以上 人口総数	16,858	9,580	7,357

（単位 構成比:% 人口総数:千人）

これ以外の週休制度の категорияがあるの
で、構成費の合計は100%にならない

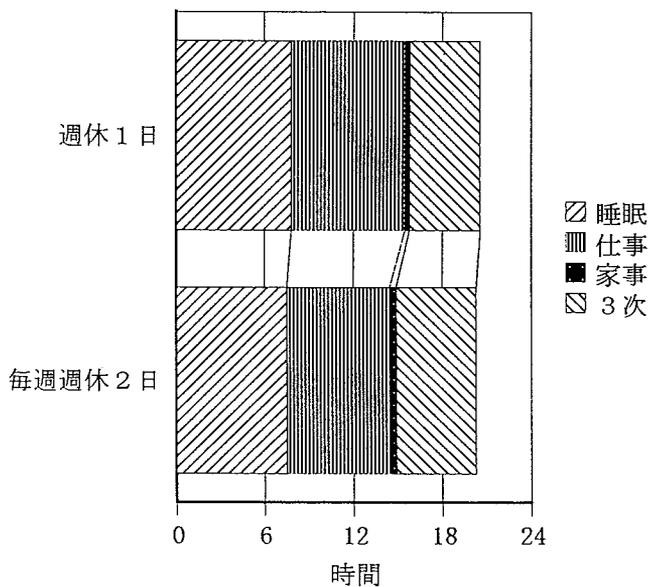


図2-2-1 週休制度別生活時間配分
(週全体・有業の夫(雇用者))
社会生活基本調査 1991

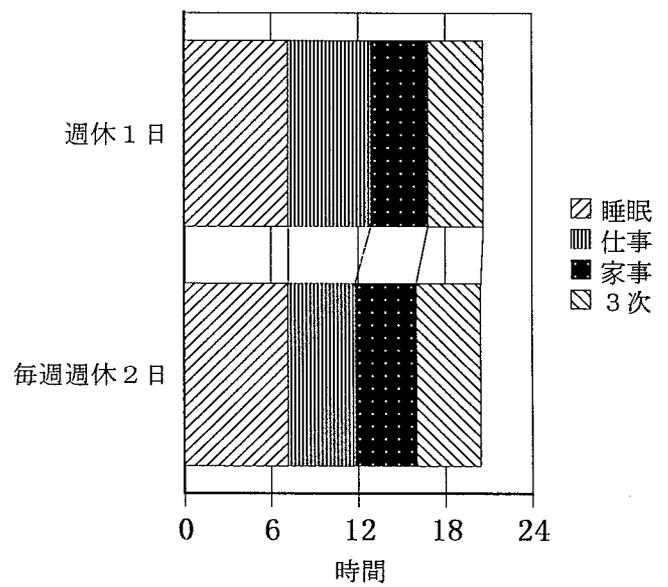


図2-2-2 週休制度別生活時間配分
(週全体・有業の妻(雇用者))
社会生活基本調査 1991

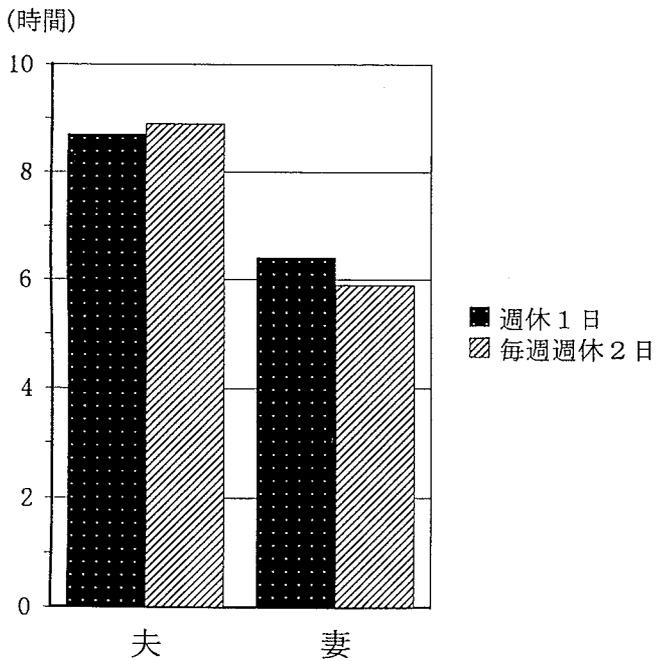


図2-2-3 週休制度別にみた平日の仕事時間
(雇用者である夫と妻)
社会生活基本調査 1991

結果とは異なっている。睡眠時間は、仕事時間が短いにもかかわらず、むしろ毎週週休2日の方が13分短くなっている。家事労働時間は、毎週週休2日の方が若干長いとはいえ、週休1日の18分に対して26分であり、どちらも短いことにはかわりはない。

したがって、毎週週休2日が週休1日より長い時間量を示すのは3次活動時間である。週休1日の4時間50分に対して、毎週週休2日は5時間27分の3次活動時間を有している。

3次活動の内訳に注目すると、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の時間は週休1日が2時間13分、毎週週休2日が2時間6分でむしろ週休1日の方が長い。これに対し、比較的まとまった時間を必要とすると考えられる「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」の時間を合計すると、毎週週休2日が59分、週休1日が37分であり、毎週週休2日の方が長くなっている。

図2-2-2は雇用者である妻の週全体の生活時間配分を妻自身の週休制度別に比較したものである。夫の場合と同様、仕事時間は毎週週休2日の方が短い。仕事時間は、毎週週休2日の4時間37分に対して、週休1日では5時間42分となっている。

睡眠時間については、両者でほとんど差がない。家事労働時間は、毎週週休2日が4時間14分、週休1日が3時間54分で毎週週休2日の方が長い。

仕事時間と家事労働時間の差を比較すると、仕事時間の差の方が大きいので、その分、3次活動時間は毎週週休2日の方が長くなっている。毎週週休2日が4時間30分、週休1日が3時間56分である。

社会生活基本調査の結果からは、雇用者である夫も妻も、週全体でみた仕事時間は毎週週休2日の方が週休1日よりも短かった。しかしながら、上述した1991年の松山市調査の結果からは、夫の週休二日制は平日のゆとりの問題であるという示唆が得られている。

そこで、雇用者である夫と妻の平日の仕事時間を週休制度別に比較検討した(図2-2-3)。これによると、妻の場合は、週休1日が6時間24分に対して毎週週休2日が5時間51分であり、約30分、週休1日の方が長い。したがって、雇用者である妻の週休2日制は、平日の生活をもゆとりあるものになっているといえる。

これに対して、夫についてみると、平日の仕事時間は週休1日の8時間40分に対して毎週週休2日は8時間54分であり、毎週週休2日の方が長い。したがって、1991年の松山市調査が示唆した夫の週休二日制が平日のゆとりの問題であるという指摘は社会生活基本調査の結果からも裏付けられているといえる。

平成3年（1991）の社会生活基本調査においては、週休制度別の土曜の生活時間の結果がはじめて報告された。そこで、平日、土曜、日曜という曜日別の生活時間に着目しながら、週休2日制と夫と妻の家事労働のかかわりについて分析を進めていきたい。

毎週週休2日と週休1日の雇用者である夫の生活時間の違いは土曜においてもっとも大きい。その違いは3次活動時間にあらわれている。土曜に仕事をしない夫は土曜に仕事をする夫よりも3次活動時間が長くなることはむしろ常識に属する結果かもしれない（注2参照）。

では、家事労働時間はどうか。週全体でみたかぎりでは、週休制度による差は大きいものではなかった。図2-2-4は、雇用者である夫の曜日別の家事労働時間を週休制度別にみたものである。図において狭義の家事労働とは、炊事、掃除、洗濯、家庭雑事などをさしている。図2-2-4をみるとときには、縦軸のスケールには注意する必要があるが、週休制度別にみた土曜の夫の家事労働時間の差は注目すべきものである。

平日の夫の家事労働時間は、内訳も含めて、まったく等しい。合計で10分である。これに対し、土曜には、毎週週休2日の夫の家事労働時間は58分に増加し、週休1日の夫の家事労働時間の17分より41分長くなっている。家事労働の内訳としては買い物の時間が27分で半分近くを占めている。この点は、狭義の家事労働時間の比率が高い妻の家事労働時間の内訳とは異なっているが、それでも狭義の家事労働時間も18分を占めている。育児時間は12分である。

毎週週休2日の夫の家事労働時間が長いのは土曜だけではない。日曜の家事労働時間も長くなっている。時間量としては全家事労働時間で1時間17分であり、土曜よりさらに長くなっている。内訳は、買い物35分、狭義の家事労働時間21分、育児20分である。ただし、日曜には週休1日の夫の家事労働時間も56分まで増加するので、家事労働時間の差は、土曜よりは小さくなる。週休1日の夫の日曜の家事労働時間は毎週週休2日の夫の土曜の家事労働時間にほぼ等しい。

58分、1時間17分という夫の家事労働時間の絶対量が長いかな否かは別にして、土曜と日曜の毎週週休2日の夫の家事労働時間が週休1日の夫よりも長いことは明らかになった。全国データである社会生活基本調査の結果においては、夫の週休制度が、少しは夫を家事労働に向かわせていることを示している。では、こうした夫をもつ妻、とくに専業主婦の家事労働時間はどうなっているであろうか。

図2-2-5は、いわゆる専業主婦である無業の妻の平日、土曜、日曜の家事労働時間を、

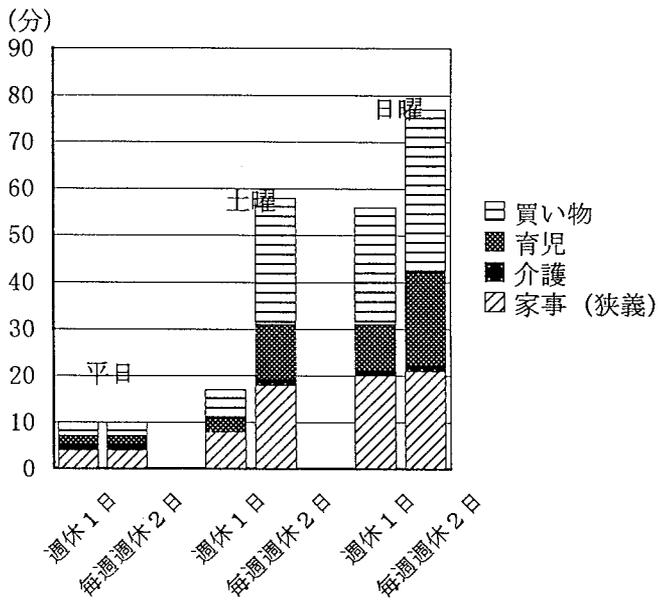


図2-2-4 週末制度別にみた夫の家事労働時間
(雇用者)
社会生活基本調査 1991

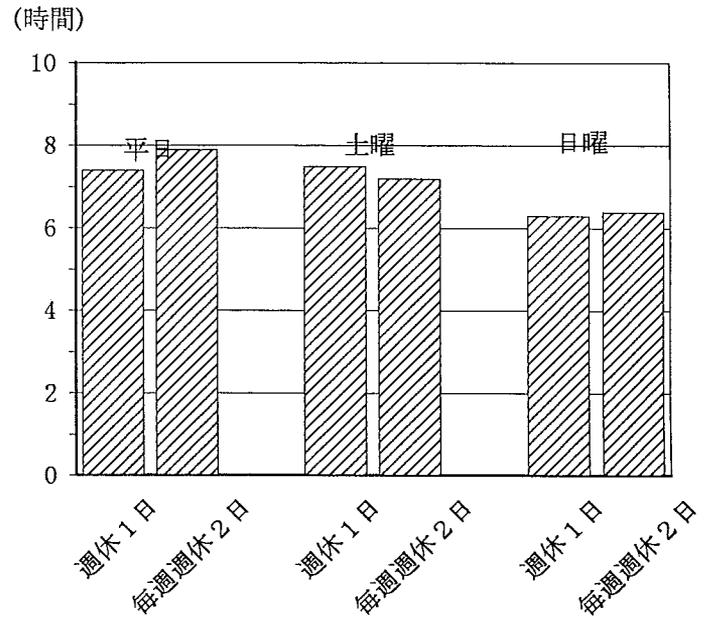


図2-2-5 夫の週末制度別にみた妻の家事労働時間
(無業の妻(夫は雇用者))
社会生活基本調査 1991

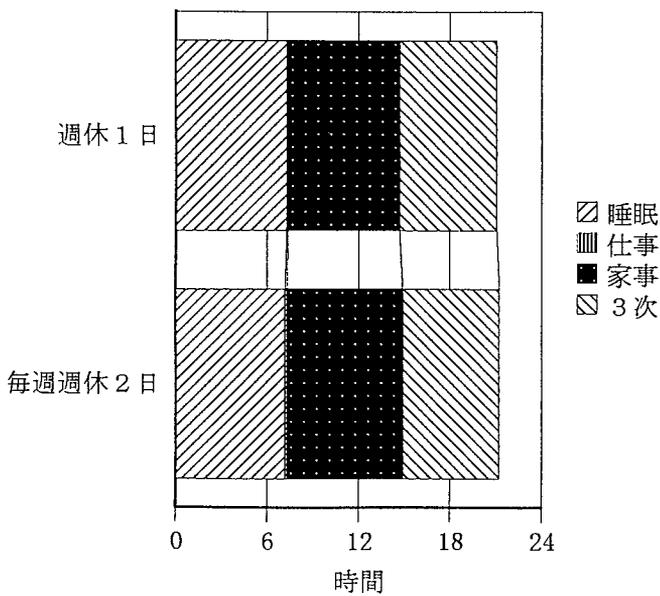


図2-2-6 夫の週末制度別妻の生活時間配分
(週全体・無業の妻(夫は雇用者))
社会生活基本調査 1991

雇用者である夫の週休制度別にみたものである。土曜だけに注目すると、確かに、夫が毎週週休2日である妻の方が夫が週休1日である妻よりも家事労働時間は短い。ただし、その差は7時間30分に対して7時間14分と16分であり、週休制度別にみた夫の家事労働時間の差である41分よりも小さくなっている。

目を日曜のデータに向けると妻の家事労働時間の差はほとんどなくなる。つまり、夫が毎週週休2日である妻の家事労働時間が6時間24分、夫が週休1日である妻の家事労働時間が6時間20分と、4分ではあるが、むしろ夫が毎週週休2日である妻の方が長い。平日は、夫が毎週週休2日の妻7時間53分、夫が週休1日の妻7時間25分で、夫が毎週週休2日の妻の方が長い。

以上の結果から判断すると、夫の週休2日は夫自身の週末の家事労働時間の増加にはつながるが、妻の家事労働時間の短縮とは必ずしもつながっていないようにみえる。この点を確認するために、無業の妻の週全体の生活時間配分を、雇用者である夫の週休制度別に比べてみた(図2-2-6)。この図の特徴をひとことでいえば、それぞれのカテゴリーの生活時間配分が類似しているということである。睡眠時間は夫が週休1日の妻の方が8分長く、3次活動時間は2分長い。家事労働時間は夫が毎週週休2日の妻の方が18分ほど長く、全体的な類似の中で、家事労働時間は夫が毎週週休2日の方が若干長くなっている。

2-3 まとめ

社会生活基本調査のデータを用いて、夫婦の一週間の労働形態からみた夫婦の生活リズムを分析した。主要な結果をもう一度要約すると次のとおりである。

長時間労働は、夫にも妻にもそれぞれ影響を与えている。確かに長時間労働によって夫の睡眠時間やいわゆる自由時間である3次活動時間が削られる。もっとも長時間労働の夫の3次活動の時間は、週全体でみた場合、もっとも短時間労働の妻の時間とほぼ等しい。

雇用者の毎週週休2日制は、週全体の仕事を減少させる。妻の場合は平日の仕事時間も減少させるが、夫の場合は平日の仕事時間をむしろ増加させる。

雇用者である夫の毎週週休2日制は、土曜、日曜の家事労働時間を増加させている。

にもかかわらず、夫が毎週週休2日である専業主婦の家事労働時間は夫が週休1日である専業主婦よりも週単位で見ると短くなっていない。

以上の結果から、労働時間の短縮、週休制度の確立により、夫の目を家事労働に向けさ

せ、有職の妻の生活を少しづつゆとりあるものに向けている方向性を見いだすことができる。

しかしながら、労働時間の短縮、週休制度の確立だけでは解決が難しいいくつかの問題も残されている。

第一は有職夫婦の時間配分バランスの問題である。有職の妻のタイムプレッシャーの解消には、まだ多くの課題が残されている。家族内協力はもちろんのこと、政策的に解決すべき問題も多い。

第二は週休制度の確立と曜日間のゆとりのバランスの問題である。平日のゆとりと週末のゆとりをどうバランスさせたらよいかという問題である。

第三は専業主婦の時間配分の問題である。週休制度によって夫の家事労働時間が増加しても短縮されない専業主婦の家事労働時間とは何であろうか。平日より日曜に短縮するとはいえ有職の妻より長い専業主婦の家事労働時間とは何なのか。

こうした問題は、実は、すでに指摘したことである [平田、1993]。今回の分析では、解決の方向性も見いだしているが、あらためて問題の解決に向けての継続した努力の必要性を指摘しておきたい。

<注>

- (1) 社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分などを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的として、総務庁統計局によって、1976年から5年ごとに実施されている。平成3年(1991)調査は、現時点では最新のものである。
- (2) 社会生活基本調査において、週休2日には、土曜と日曜以外に週2日休日があるケースも含まれている。しかしながら、週休2日の中では土曜と日曜が休日のケースが多数であるので、調査結果としては、土曜の差が大きくなる。

<文献>

- 平田道憲 1993 労働時間の短縮による家庭生活の変化、広島大学教育学部紀要 第二部 第42号、151-157ページ
- 伊藤セツ・天野寛子 1989 生活時間と生活様式 光生館
- 総務庁統計局 1993 平成3年社会生活基本調査報告 日本統計協会
- 矢野眞和 1995 生活時間の社会学 東京大学出版会

第3章 生活時間調査の基本的考え方

3-1 調査の視点

社会生活基本調査のデータを用いた第2章の分析において、週間労働形態としての週間就業時間および週休制度が夫婦の生活時間配分に与える影響を明らかにした。ただし、社会生活基本調査では、専業主婦の場合には、夫の週間労働形態の影響をとらえることができるものの、有職の夫と妻の場合には、本人の週間労働形態が本人の生活時間に与える影響しか分析できない。つまり、有職の妻に与える夫の労働形態の影響や有職の夫に与える妻の労働形態の影響のデータは公表されていない。

そこで、本研究においては、独自の生活時間調査を実施することによって、夫と妻の週間労働形態が本人のみならず配偶者に与える影響をも明らかにしようと考えた。当初の研究計画においては、週間労働形態として週休制度に着目し、同一世帯の夫婦を対象とした生活時間調査を実施することによって、次のような分析を実施することを計画した。

第一に、有職の夫および妻の週休制度の組み合わせから夫婦の週休パターンを考える。週休パターンとは、たとえば、「夫も妻も週休二日以外」、「夫婦いずれかのみが週休二日」、「夫も妻も週休二日」などのことである。

第二に、この夫婦の週休パターンが夫婦の生活時間配分に与える影響を明らかにする。この場合、夫婦共働き世帯の場合には、夫婦の週休パターンが本人および配偶者の生活時間配分に与える影響を分析し、専業主婦世帯の場合には夫の週休パターンが夫および妻に与える影響を分析しようと考えた。

以上の調査計画にしたがって分析を進める中で、週休制度と土曜の就業・非就業とは必ずしも同じものでないことに気がついた。そこで、本報告書では、週休パターンとは考え方の異なる就業日パターンによって実施した分析結果を述べることにした。この点の詳細は、第4章で述べることにする。

3-2 調査の概要

(1) 調査地域

東広島市旧西条町

東広島市は西条町、高屋町、八本松町、志和町の4つの町を統合してできた町であり、西条町は其中で中心的な町であった。現在の旧西条町は、隣接する広島市のベッドタウンとしてニュータウン建設が相次いでいることと、企業の工場や研究所が進出してきたことにより、人口が大幅にふえている。このような新規入居者世帯と古くからの農業従業者世帯との混在が、対象地域の特徴である。

調査対象地域の住民基本台帳記載の人口と世帯数は以下のとおりである。

	東広島市	旧西条町
世帯数	42025	20390
人口	108577	45689

1995年9月末現在

(2) 調査対象日

1995年12月1日(金)、12月2日(土)

この調査の関心は、週休二日制が夫婦の生活時間に与える影響を明らかにすることであった。そのため、週休二日制でもっとも影響があると考えられる土曜日のデータを収集することが第一の目的であった。本来なら平日、土曜、日曜の3日間のデータを収集することが望ましいが、第一に調査対象者に相当の負担がかかること、第二に予算の関係から本調査では日曜日のデータ収集を断念せざるを得なかった。結果、土曜と平日の2日間を対象日とした。

(3) 調査対象

同一世帯に居住の夫婦

具体的には以下の条件をすべて満たす世帯の夫婦である。

- ① 単身世帯を除く世帯。
- ② 夫婦がそろっていること(離婚、死別夫婦世帯を除く)。
- ③ 夫婦の年齢がいずれも65歳以下であること。

(4) 標本設計

以上のような対象条件を満たす世帯を2段階確率比例抽出法によって抽出した。具体的

な手続きは以下の通りである。

- ①旧西条町の町丁目別世帯数一覧表を入手し、確率比例によって16地点を抽出した。
- ②抽出した地点の住民基本台帳から、1地点につき10世帯、全部で160世帯を抽出し、調査対象者名簿を作成した。

(5) 調査方法

まず最初に調査対象160世帯に調査依頼ハガキを送付した。

留め置き面接法—あらかじめ決定してある対象日の数日前に調査員を標本世帯（ハガキ依頼の時点で拒否の連絡のなかった世帯のみ）に訪問させ、改めて調査依頼をした。

- ①生活時間に関する質問（A票）は、日記法による。対象日を指定し、妻と夫それぞれの用紙に記入するよう依頼した。
- ②妻と夫別々の個人に関する質問票（B票）を留置し、本人が記入するように依頼した。
- ③世帯全般に関する質問（C票）は、妻か夫のどちらかが記入するように依頼した。
- ④ A,B,C票に関して記入漏れ、生活時間の記入ミスについて回収時に可能な限り、調査員が個人面接法による聞き取り調査を行った。

(6) 回収状況

調査の結果、113世帯の有効回答を得た。有効回収率は70.6%である。

	抽出標本数	有効回収数	無効票数	回収不能数
世帯数	160	113	3	44
構成比 (%)	100.0	70.6	1.9	27.5

有効標本として集計の対象にしたのは、世帯票（C票）がある世帯で、妻と夫のどちらか一方の生活時間票（A票）または個人票（B票）が欠けている場合も有効とした。無効票は妻と夫の生活時間調査が両方ないもの、記入内容がフォローアップしても不完全なものである。回収不能は、ハガキでの調査依頼の時点での拒否と調査時の拒否、長期不在、調査回収時の不在などの理由によるものである。

以上の回収状況は生活時間調査としては当初の目標を達成し得たものと判断できる。

(7) 生活時間調査の分析手続き

本調査の生活時間調査は日記法を採用し、行動分類はアフターコード方式で行った。使用した行動分類表は、国際比較調査の分類に基づいて'91年に松山市において行われた調査の行動分類である(この調査に研究代表者も参加した)。これは小分類99項目、中分類36項目、大分類12項目に分類したものである。

分析手続きとしてまず、調査票に記入された行動を小分類99項目にコード化した。このとき、内容のあいまいなものについては前後の行動から分かる範囲で行動の意味を推測し、調査者の判断でコード化した。つぎにコード化した情報をコーディング用紙に記入した。この際、生活時間表の部分についてはまず、0時から24時までの1次行動を順に記入し、その後2次、3次行動を記入した。コーディング作業の後、データをコンピュータに入力し、データのエラーチェックを行った。エラーチェック終了後のデータについて、時刻順の小分類データを時間量別の中分類データに変換し、データベースとした。実際の集計は統計ソフト「SAS」を使用した。集計に先立ち、「SAS」上で中分類から大分類のデータを作成した。以下の集計は、中分類と大分類のデータを使用して行う。

3-3 調査対象者の特徴

対象世帯の家族構成は、核家族世帯が81.4%を占め、うち夫婦のみの世帯は16.8%であった。三世帯同居世帯は18.6%となっている(表3-3-1)。家族数は表3-3-2に示すとおりであり、平均世帯人数は3.7人であった。対象者のうち子どものいる世帯は92世帯で、子どもの人数は2人が46.7%と最も多い(表3-3-3)。対象の夫と妻の年齢構成は表3-3-4に示すとおりであり、平均年齢は、妻41.1歳、夫44.0歳である。結婚年数をみると結婚20年以上のカップルが38.9%を占めている(表3-3-5)。そのことを反映してか、末子年齢をみると、末子が15歳以上の割合が37.0%で最も多く、次いで末子6-15歳の30.4%である(表3-3-6)。全国的なデータである平成5年の厚生省「国民生活基礎調査」から、本研究対象の三つの家族形態を抽出し、その割合を比較したところ、本研究の家族構成は夫婦のみの世帯が約10%少なく、その分子どものいる夫婦の割合が多い。これは、対象年齢を65歳未満にしたため、定年後、夫婦のみで暮らす世帯が含まれなかったことによると考えられる。

表3-3-1 調査対象者の家族形態

(%)	
夫婦のみ世帯	16.8
夫婦と子ども	64.6
三世帯同居世帯	18.6
(N=113)	

表3-3-2 調査対象世帯の家族数

(%)	
2人	16.8
3人	26.5
4人	32.7
5人	15.0
6人	8.8
(N=113)	

表3-3-3 調査対象者の子どもの数

(%)	
1人	38.0
2人	46.7
3人	15.2
(N=92)	

表3-3-4 調査対象者の年齢構成

	(%)	
	夫	妻
20代	13.3	19.5
30代	27.4	28.3
40代	21.2	23.0
50代	23.9	24.8
60代	14.2	4.4
(N=113)		

表3-3-5 調査対象者の結婚年数

(%)	
5年未満	23.9
5-10年未満	15.0
10-20年未満	22.1
20年以上	38.9
(N=113)	

表3-3-6 調査対象者の末子年齢

(%)	
2歳以下	19.6
3-5歳	13.0
6-15歳	30.4
15歳以上	37.0
(N=92)	

表3-3-7 調査対象世帯の年間収入

(%)	
500万円以下	28.3
500-1000万円以下	52.2
1000万円以上	19.5
(N=113)	

表3-3-8 調査対象者の週の平均就業

	(%)	
	夫	妻
34時間未満	9.3	37.7
35-48時間	34.0	37.7
49時間以上	47.4	16.4
不規則・その他	9.3	8.2
N	97	61

表3-3-9 調査対象者の学歴

	(%)	
	夫	妻
小・中学校卒業	6.0	3.9
高校卒業	49.0	53.4
短大・専門学校卒業	8.0	34.0
大学・大学院卒業	37.0	8.7
N	100	103

対象者の 62.8%が持ち家に居住しており、賃貸を含め 68.1%が一戸建てである。移動手段として 95.6%が、自家用車を所有している。世帯収入は表 3-3-7 に示すとおりである。

夫と妻の個人の属性として、まず就業形態をみると夫は 95.1%が有職で「主に仕事」をしている。妻は、80.5%が有職であるが、そのうち「主に仕事」をしているのは 28.3%、残りは「家事の傍らに仕事」をしているいわゆるパートタイム就労者である。職種別では、夫の場合、事務・技術職(48.0%)、技能・作業職(22.4%)が多く、経営・管理・専門職も 7.1%いる。妻で最も多いのは夫と同じく事務・技術職(39.3%)であり、以下販売・サービス業従事(31.1%)、技能・作業職(9.8%)と続く。週の平均就業時間は、夫で 49 時間以上とする者が 47.4%であり、妻が 16.4%であるのに比べ、長時間労働であることがうかがえる(表 3-3-8)。週休制度をみると、69.5%の夫が週休二日制(隔週も含む)である。妻も 55.9%が、週休二日制としている。

学歴について夫も妻も約半数は高校卒業であるが、夫は 37.0%が大学・大学院卒業であるのに対し、妻は 8.7%である。妻の場合、短大・高専・専門学校卒業の者が 34.0%と多くなっている(表 3-3-9)。

以上、調査対象者の特徴を把握した。このうち妻の就業形態は、生活時間構造をとらえるうえで重要な属性の一つである。今回はサンプル数の関係から、すべての分析については就業形態を考慮できなかった。しかし、第 4 章の中で部分的には妻の就業形態を考慮しながら生活時間を分析する。そのためにここで妻の就業形態と他の属性との関連をみておく必要がある。以下に妻の就業形態別に家族構成と家族数、末子年齢、平均年齢、週の平均就業時間、世帯収入、学歴のデータを示す。

専業主婦世帯は「夫婦と子ども」の割合が 75.0%を占め、妻が有職である世帯に比べて割合が高くなっている(表 3-3-10)。「主に仕事」の妻の世帯は「夫婦と子ども」の割合は 54.1%にとどまり、他の就業形態の妻の世帯に比べ三世代家族と夫婦のみの家族が多い。よって平均家族人数は、妻が「主に仕事」の世帯で 3.9 人と最も多く、「傍らに仕事」の世帯 3.7 人、専業主婦世帯 3.6 人と続く。家族構成は、妻の就業に子育てや家事が抑制要因として働いていることを示していると考えられる。実際、妻の就業形態別に末子年齢をみると、妻が「主に仕事」をしている場合 6 歳未満の子どものいる世帯は 2.7%に過ぎず、専業主婦では 47.9%に 6 歳未満の子どものいる(表 3-3-11)。夫と妻の平均年齢は、妻が「主に仕事」の夫婦が最も高く(夫 46.8 歳、妻 43.9 歳)、「傍らに仕事」世帯は、夫 45.8 歳、妻 43.3 歳、専業主婦世帯では夫 41.2 歳、妻 37.9 歳と就業形態によって差がみられる。

表3-3-10 妻の就業形態別、調査対象世帯の家族形態

(%)

	夫婦のみ	夫婦と子ども	三世帯同居	N
「主に仕事」	21.6	54.1	24.3	37
「傍らに仕事」	20.8	62.5	16.7	24
専業主婦	10.4	75.0	14.6	48

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

表3-3-11 妻の就業形態別、調査対象者の末子年齢

(%)

	子どもなし	3歳未満	3-6歳未満	6-15歳未満	15歳以上	N
「主に仕事」	21.6	0.0	2.7	32.4	43.2	37
「傍らに仕事」	25.0	4.2	16.7	29.2	25.0	24
専業主婦	12.5	35.4	12.5	18.8	20.8	48

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

表3-3-12 妻の就業形態別、妻の週の平均就業時間

(%)

	35時間未満	35-48時間	49時間以上	その他	N
「主に仕事」	10.8	62.2	21.6	5.4	37
「傍らに仕事」	79.2	0.0	8.3	12.5	24

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

表3-3-13 妻の就業形態別、夫の週の就業時間

(%)

	35時間未満	35-48時間	49時間以上	その他	N
「主に仕事」	6.5	41.9	41.9	12.9	31
「傍らに仕事」	15.0	15.0	60.0	10.0	20
専業主婦	9.3	39.5	46.5	4.7	43

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

日本の女性の就業人口が「M字型」であることは広く知られているが、本調査の対象者にもこの傾向があてはまっていると考えられる。

次に、週の平均就業時間をみると、「主に仕事の妻」は週 35-48 時間就業している者が 62.2%を占め、「傍らに仕事」の妻は 79.2%が 35 時間未満の労働時間である（表 3-3-12）。夫の場合、妻が「主に仕事」か専業主婦のとき、平均就業時間が 35-48 時間と 49 時間以上の者の割合は同程度であるが、「傍らに仕事」の妻の夫は 49 時間以上とする長時間労働者の割合が 60.0%と多くなっている（表 3-3-13）。

妻の就業形態別にみた世帯収入は表 3-3-14 のとおりである。妻が「主に仕事」をしている世帯では、世帯収入が 1000 万円以上という高所得世帯の割合が高くなっている。

妻は就業形態による学歴の差はみられない（表 3-3-15）しかし夫の場合、学歴の高い夫の妻は専業主婦である割合が高くなっている（表 3-3-16）。これは高学歴の夫は一般に高収入を得やすくそのために妻が働かなくてよい状況にあることを示していると考えられる。

以上の特徴をふまえ次章において生活時間の分析を行う。

表3-3-14 妻の就業形態別、調査対象世帯の年間収入
(%)

	「主に仕事」	「傍らに仕事」	専業主婦
400万円未満	5.4	20.8	25.1
500万円未満	10.8	4.2	10.4
600万円未満	8.1	29.2	12.5
700万円未満	10.8	0.0	10.4
800万円未満	10.8	8.3	12.5
900万円未満	10.8	20.8	10.4
1000万円未満	5.4	8.3	6.3
1000万円以上	35.1	8.4	10.5
N.A.	2.7	0.0	2.1
N	37	24	48

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

表3-3-15 妻の就業形態別、妻の学歴

	小学校・中学校 卒業	高校卒業	短大・専門 学校卒業	大学・大学院 卒業	N.A.	N
「主に仕事」	5.4	54.1	32.4	8.1	0.0	37
「傍らに仕事」	0.0	54.2	29.2	4.2	12.5	24
専業主婦	4.2	45.8	33.3	10.4	6.3	48

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

表3-3-16 妻の就業形態別、夫の学歴

	小学校・中学校 卒業	高校卒業	短大・専門 学校卒業	大学・大学院 卒業	N.A.	N
「主に仕事」	11.8	55.9	2.9	29.4	0.0	34
「傍らに仕事」	4.8	52.4	4.8	28.6	9.5	21
専業主婦	2.2	37.8	13.3	44.4	2.2	45

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

第4章 就業日パターンから見た夫婦の生活時間

4-1 夫と妻の生活時間の概要

はじめに夫と妻の生活時間を平日、土曜の曜日別にみる（表 4-1-1）。

平均時間に示される夫と妻の生活時間構造は、ジェンダーに基づく職業労働と家事労働時間に顕著に示されている。すなわち、夫は平日の職業労働に平均で 9 時間 12 分を費やし、家事労働時間は 15 分にとどまっている。一方妻は職業労働時間は平均 3 時間 31 分と短い、家事労働に 4 時間 41 分費やしている。土曜には夫の職業労働時間は 3 時間余り減少し、家事労働時間が約 30 分増加している。妻も職業労働時間は 1 時間 30 分減少しているが家事労働時間は平日とほとんど変わらない。

生理的必需時間に目を向けると平日、土曜日とも夫の睡眠時間が妻より長くなっている（平日で 33 分、土曜で 39 分夫の方が長い）。食事時間、身の回りの用事に費やす時間は夫と妻ではほとんど差が見られない。

自由時間についてみると、平日は「会話・交際」、「教養・余暇活動」、「マスメディア接触」のいずれも夫より妻の方が長く時間を費やしている。労働時間が短い分、妻の方が自由時間を多くもっている。平日から土曜にかけて、夫も妻も労働時間が減少することにより自由時間は増加する。夫の「教養・余暇活動」、「マスメディア接触」時間の増加が大きいために、全体として妻より夫の方が自由時間は長くなる。

夫と妻の生活時間は労働時間の構造の違いによって、特徴づけられていることが明らかとなった。ここで、無職の夫は本研究の分析対象として十分なサンプル数がない(N=5)ため、分析からはずすこととした。よって、以下の分析において夫とするのはとくに断りのない限り有職夫を指すものとする。

表 4-1-2 は就業形態別に生活時間をみたものである。生活時間構造が就業形態によって大きく規定されることは広く知られることであり、ここでは妻の生活時間を中心にみてゆく。まず、就業形態の違いは職業労働時間の違いとして顕著に示されるが、妻が職業労働時間に反比例して時間を費しているのが家事労働である。すなわち、「主に仕事」の妻は職業労働に時間を費やしている分、他の妻に比べて最も家事労働時間が短い。これは平日、土曜とも変わらない傾向である。

ここで職業労働時間と家事労働時間を足した総労働時間をみると、「主に仕事」の妻は

表4-1-1 曜日別、夫と妻の生活時間（中分類）

(時間. 分)

	平	日	土	曜
	夫	妻	夫	妻
睡眠	7.28	6.55	7.44	7.05
食事	1.34	1.36	1.39	1.44
身の回りの用事	1.04	1.16	1.06	1.09
仕事	9.12	3.31	5.52	2.03
学業	0.00	0.00	0.00	0.00
家事	0.15	4.41	0.43	4.53
移動	1.00	0.43	1.07	0.44
会話・交際	0.35	0.54	0.59	1.10
教養・余暇活動	0.25	0.31	1.12	1.04
マスメディア接触	2.09	2.25	2.55	2.31
休息	0.11	0.11	0.22	0.25
その他自由行動	0.00	0.00	0.00	0.00
	N=107	N=110	N=105	N=109

表4-1-2 曜日別、就業形態別、妻と夫の生活時間（中分類）

(時間、分)

	平 日				土 曜			
	有職夫	「主に仕事」	「傍らに仕事」	専業主婦	有職夫	「主に仕事」	「傍らに仕事」	専業主婦
睡眠	7.24	6.45	7.04	7.02	7.45	6.42	7.22	7.18
食事	1.36	1.27	1.30	1.44	1.40	1.33	1.44	1.53
身の回りの用事	1.04	1.19	1.14	1.14	1.04	1.06	1.00	1.16
仕事	9.35	7.36	4.20	0.01	6.03	4.16	2.38	0.03
学業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家事	0.14	3.09	4.17	6.02	0.45	4.28	4.42	5.13
移動	0.58	0.54	0.37	0.37	1.08	0.49	0.36	0.45
会話・交際	0.33	0.39	1.11	0.58	0.57	1.04	1.07	1.19
教養・余暇活動	0.22	0.14	0.13	0.50	1.06	0.39	1.08	1.18
マスメディア接触	1.55	1.31	2.42	2.55	2.45	2.24	2.39	2.33
休息	0.12	0.12	0.09	0.12	0.24	0.28	0.31	0.21
その他自由行動	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	N=98	N=37	N=24	N=48	N=96	N=37	N=24	N=47

注) 妻の就業形態で「主に仕事」=主に仕事をしている者、
「傍らに仕事」=家事の傍らに仕事をしている者をさす。

平日、土曜とも最も長く働いていることが分かる（総労働時間は平日 10 時間 45 分、土曜 8 時間 44）。これは夫の総労働時間（平日 9 時間 49 分、土曜 6 時間 48 分）に比べても長い。

「主に仕事」の妻に次いで、平日では夫が、土曜では「傍らに仕事」の妻の総労働時間が長くなっている。総労働時間が長くなればその分、他の時間はしわ寄せされ、「主に仕事」の妻は睡眠時間、自由時間ともに他の就業形態の妻、そして夫に比べて短くなっている。

自由時間の中身をみると有職者は平日には「教養・余暇活動」にはほとんど時間を費やしていない（「主に仕事」の妻 14 分、「傍らに仕事」の妻 13 分）。専業主婦は、平日、土曜とも「教養・余暇活動」に一定の時間をかけている。「マスメディア接触」に関して、「主に仕事」の妻は平日から土曜にかけて時間が 53 分増加しているが、「傍らに仕事」の妻と専業主婦では逆にやや減少している。

以上の傾向をふまえ、次節から労働時間に焦点を当てた分析を行う。

4-2 週休制度と就業・非就業パターン

前章 3-1 の調査の視点で述べたとおり、本研究の当初計画においては、有職の夫および妻の週休制度の組み合わせから夫婦の週休パターンを考え、この週休パターンが夫婦の生活時間配分に与える影響を明らかにしようとした。具体的には、週休パターンによって、夫および妻の金曜と土曜の生活時間配分がどのような構成になっているかを検討した。

ここでの前提は、週休二日制の人は金曜に就業し土曜は就業せず、そのことが本人あるいは配偶者の生活時間に影響を与えるということであった。第二章における週休制度別曜日別の生活時間分析はこの前提に基づいたものである。

もちろん、週休二日制と土曜休日とが完全に同じでない場合があることは理解していたが、分析においては上で述べた前提で可能ではないかと考えていた。しかしながら、本研究で実施した生活時間調査においては、週休二日制と土曜休日との間にかなりの相違があることが明らかになった。

図 4-2-1 は週休制度および土曜の就業・非就業の構成比を示したものである。左側の図は週休制度別にみたものである。これによると、週休制度が週休二日であるのは有職の夫の 67.3% を占めている。このうち毎週週休二日が 38.8%、毎週以外の週休二日が 28.6% である。週休制度が週休二日以外（週休一日半、週休一日、不定期その他）であるのは 29.6% である。週休制度からみれば、何らかの週休二日はかなりの比率に達している。

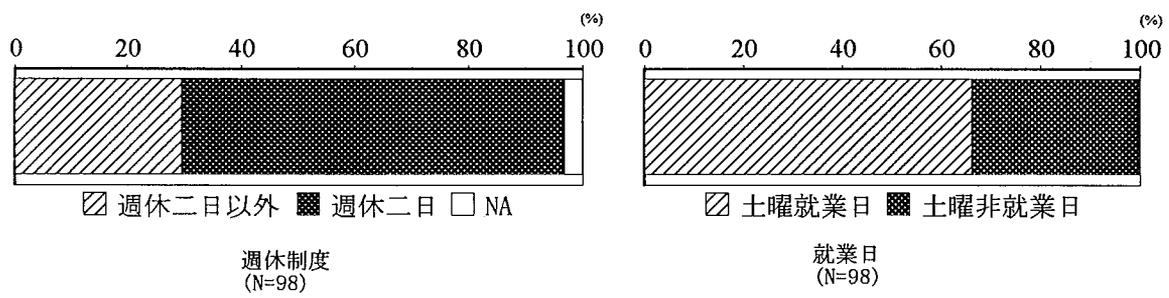


図4-2-1 週休制度および土曜就業日別構成比 (夫)

これに対して、右側の図は調査対象の土曜が実際に就業日であったか否かをみたものである。実際に就業日だった者が 66.3%、非就業日、すなわち休みだった者が 33.7% となっている。この休みだった者を 100%としたとき、90.9% は何らかの週休二日の者であり、毎週週休二日にかぎっても 75.8% である。一方、土曜が休みでなく就業日だった者を 100%としたとき、週休制度が週休二日以外の者は 40.0% に過ぎず、55.4% は何らかの週休二日である。このうち、毎週週休二日が 20.0% であり、これは土曜以外の曜日で毎週週休二日になっていると推測できる。35.4% の者は毎週以外の週休二日であり、これは、土曜が週休だとしても対象となった土曜が休みでなかった者、あるいは週休が土曜でない者であると推測できる。

週休制度と土曜の就業・非就業との相違をもう少し検討するために、金曜と土曜の生活時間配分を比較した。図 4-2-2 は、夫についての結果を示している。左側の図である週休制度別に比較すると、金曜の職業労働時間は週休二日の方が長いこと、土曜には、週休二日の職業労働時間が短くなり家事労働時間が長くなることなどが示されている。ここでの家事労働時間は炊事、掃除、洗濯、家庭雑事、買い物、子どもの世話の合計である。

右側の図である就業日別に比較すると、土曜に就業した者は土曜に就業しなかったものと比較して金曜の職業労働時間が長く自由時間が短い。差はわずかであるものの金曜の家事労働時間は職業労働時間の長い土曜就業者の方が長い。このように、金曜の生活時間配分にも若干の相違はみられるものの、よりはっきりとした相違は土曜の生活時間配分に示されている。つまり、土曜の生活時間は職業労働時間は土曜就業者の 8 時間 32 分に対して土曜非就業者の 1 時間 4 分、家事労働時間は 29 分に対して 2 時間 22 分、自由時間は 3 時間 44 分に対して 8 時間 11 分といずれの時間の違いも週休制度別にみた場合よりも大きくなっている。

土曜の生活時間配分に与える土曜の就業・非就業による影響は、週休制度による影響をより純化したものになっているといえる。土曜の非就業が週休制度の週休二日と結びついている可能性は高いけれども、土曜の就業が必ずしも週休制度の週休二日と結びついていないとはかぎらない。そこで、本報告書においては、週休制度ではなく、就業日のパターンからみた生活時間配分を分析することにした。

ここでひとつ検討すべきこととして、土曜就業者が土曜非就業者と比較して金曜の職業労働時間が長いことをあげる必要があるかもしれない。というのは、週休制度についての先行研究である「週休二日」の方が「週休一日」よりも平日の職業労働時間が長いという

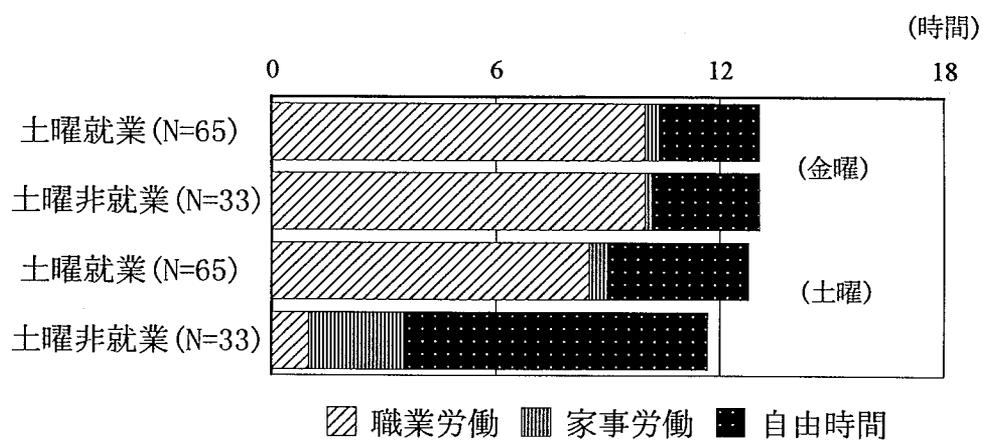
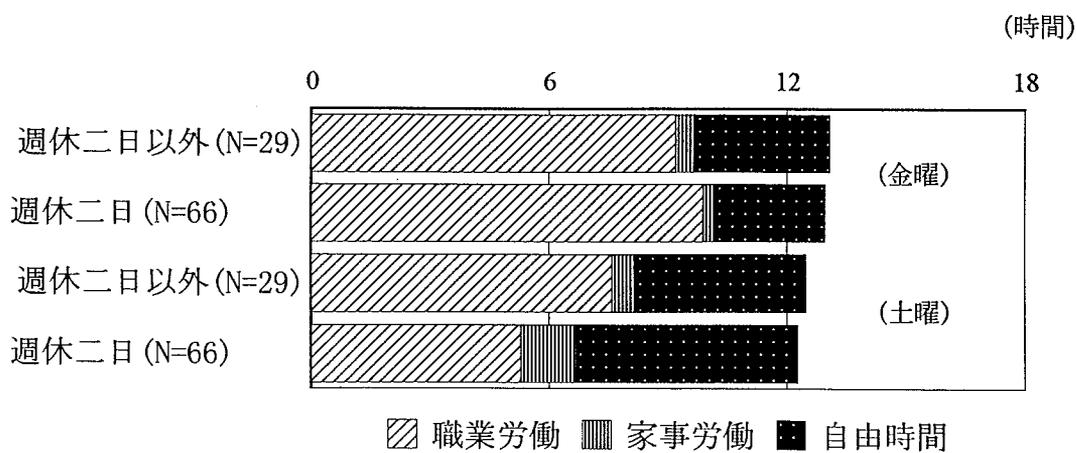


図4-2-2 週休制度および就業日別生活時間配分 (夫)

結果と矛盾しているからである。この点についてももう少し詳しくデータを検討したところ、土曜就業者と土曜非就業者における金曜の就業率の違いが影響している可能性が示唆された。つまり、土曜就業者の金曜非就業率は 4.6%であるのに対して、土曜非就業者の金曜非就業率は 9.1%である。本研究の調査はサンプル数が比較的小さかったためにこうした影響が大きめにあらわれたのかもしれない。そこで、以下の分析においては、金曜の非就業の影響を除去するために、夫、妻ともに金曜が就業日であった者についてのみ集計した。

4-3 就業日別にみた夫と妻の生活時間

(1) 土曜非就業者の生活時間

図 4-3-1 は、土曜が非就業日であった者の金曜と土曜の生活時間配分を夫と妻それぞれについて示したものである。左側が夫について、右側が妻についてのグラフである。夫妻ともに、金曜が就業日であった者のみを分析の対象としたため、図 4-2-2 とサンプル数が異なっている。

はじめに夫についてみると、土曜が非就業日であることによって、職業労働時間は金曜の 9 時間 57 分から土曜の 1 時間 2 分へと約 9 時間減少している。その分、家事労働時間が約 2.5 時間（金曜 13 分、土曜 2 時間 34 分）、自由時間が約 5 時間（金曜 2 時間 53 分、土曜 8 時間 7 分）増加している。すでに述べたとおり、ここでの家事労働時間は炊事、掃除、洗濯、家庭雑事、買い物、子どもの世話の合計である。就業しない土曜には、夫もかなりの家事労働に従事していることが示されている。にもかかわらず、職業労働時間減少分の家事労働時間と自由時間とへの割り振りはほぼ 1:2 となっている。

妻の場合、土曜が非就業日であることによって、職業労働時間は約 6 時間（金曜 7 時間 21 分、土曜 1 時間 16 分）減少し、その分、家事労働時間が約 2.7 時間（金曜 2 時間 54 分、土曜 5 時間 38 分）、自由時間が約 2.5 時間（金曜 3 時間 31 分、土曜 6 時間 6 分）増加している。家事労働時間の増分そのものは夫の場合とそれほど変わらない。しかしながら、職業労働時間減少分の家事労働時間と自由時間とへの割り振りはほぼ均等（若干家事労働時間への割り振りの方が多）である。

職業労働時間と家事労働時間を合計した総労働時間をみると、金曜の夫は 10 時間 10 分、妻は 10 時間 15 分、土曜の夫は 3 時間 36 分、妻は 6 時間 54 分である。ここでのデータの夫と妻は同一世帯の夫婦ではないことに注意する必要があるが、夫、妻ともに金曜から

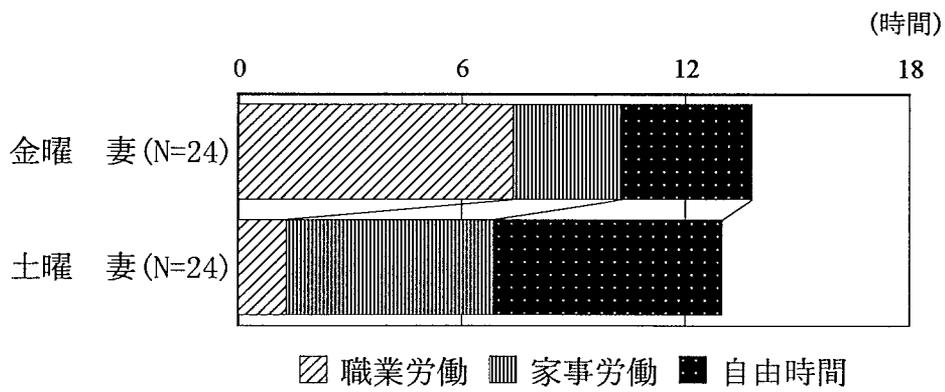
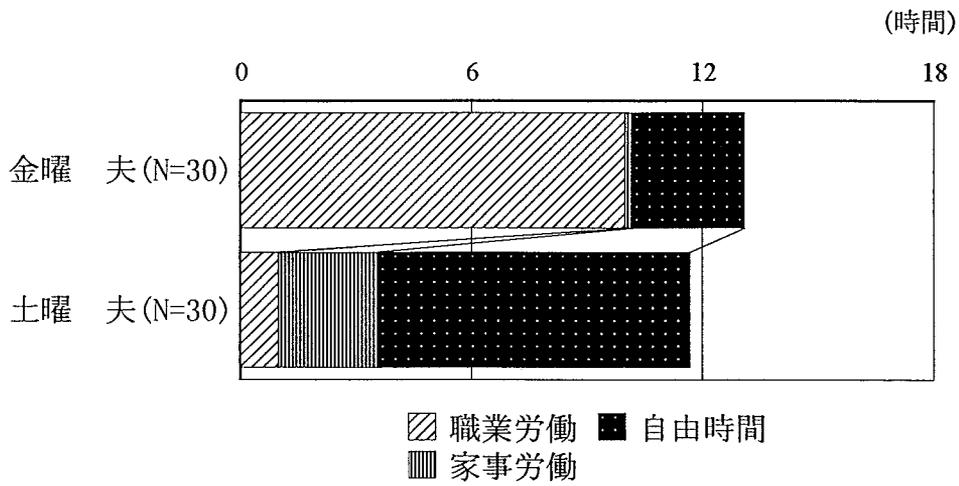


図4-3-1 土曜非就業者の生活時間配分

土曜にかけて総労働時間が大幅に減少していること、金曜の総労働時間には夫と妻に違いがないものの土曜の総労働時間は家事労働時間の差を反映して妻の方が長いことが明らかになっている。

(2) 土曜就業者の生活時間

図 4-3-2 は、土曜が就業日であった者の金曜と土曜の生活時間配分を夫と妻それぞれについて示したものである。金曜が就業日であった者のみを分析の対象としているので基本的には金曜と土曜との生活に大きな相違はない。

しかしながら、少し細かくデータをみると、夫、妻ともに土曜の職業労働時間は金曜の労働時間より短くなっている。夫は金曜の 9 時間 57 分から土曜の 8 時間 28 分へと約 1.5 時間、妻は金曜の 6 時間 18 分から 5 時間 26 分へと約 50 分減少している。この減少分は主として自由時間の増加と結びついている。夫の自由時間は金曜 2 時間 39 分、土曜 3 時間 47 分、妻の自由時間は金曜 2 時間 45 分、土曜 3 時間 47 分である。家事労働時間は自由時間ほどの増加はなく、夫は微増（金曜 22 分、土曜 30 分）妻は 30 分弱の増加である（金曜 4 時間 26 分、土曜 4 時間 51 分）。

職業労働時間と家事労働時間を合計した総労働時間をみると、金曜の夫は 10 時間 19 分、妻は 10 時間 44 分、土曜の夫は 8 時間 58 分、妻は 10 時間 17 分である。金曜土曜ともに就業日であった者のデータであるので、基本的には総労働時間も大きくは変化しないけれども、妻よりは夫の方が土曜に短くなっている。そのため、土曜の総労働時間は妻の方が夫より 1 時間以上長い。

(3) 土曜非就業者と土曜就業者の生活時間の比較

図 4-3-1 と図 4-3-2 を相互に比べることによって、夫、妻それぞれに土曜非就業者と土曜就業者の生活時間を比較することができる。

夫の場合、金曜の生活時間は土曜非就業者と土曜就業者とで大きな相違はない。職業労働時間はともに 9 時間 57 分である。すでに述べたとおり、ここでの分析においては、金曜日が非就業日であったものを除いているので、前節で述べた結果とは異なっている。にもかかわらず、週休制度についての先行研究である「週休二日」の方が「週休一日」よりも平日の職業労働時間が長いという結果とは完全には整合していない。先行研究の結果と整合すれば土曜就業者の金曜の職業労働時間は土曜非就業者の職業労働時間より短くても

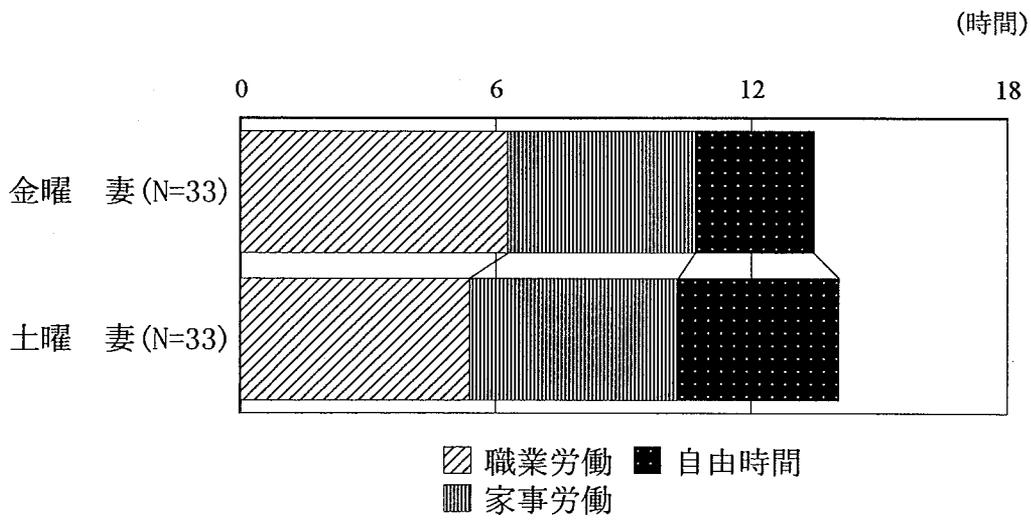
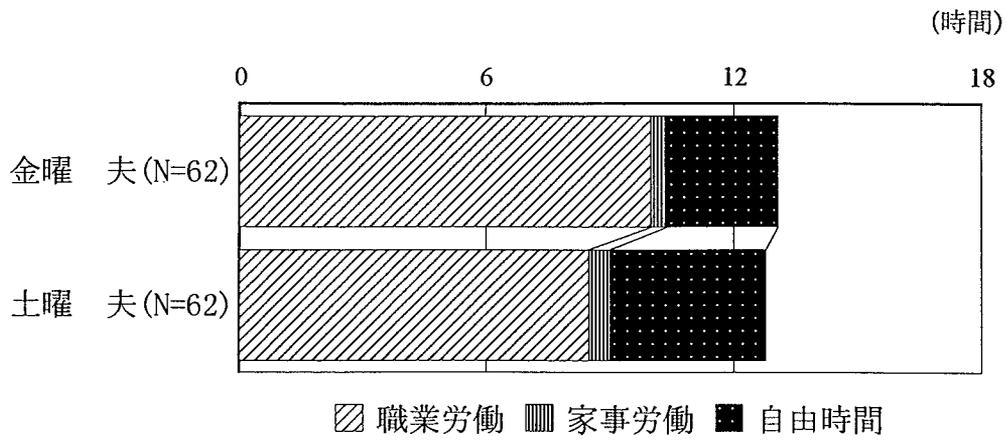


図4-3-2 土曜就業者の生活時間配分

いいからである。現在のところ、本研究の調査結果と先行研究の結果との違いを説明できるだけの要因を理解できていないけれども、週休制度、就業日の両面からより詳細に検討していく必要性を示唆している。今後の課題としたい。

夫の土曜の生活時間が非就業者と就業者とで大きく異なることは当然の結果である。職業労働時間の差は約 7.5 時間となる。就業者の家事労働時間が 30 分であるのに対して非就業者の家事労働時間は約 2.5 時間である。非就業の夫がそれなりに家事労働に従事する分、自由時間の差は、4 時間強であり、職業労働時間の差よりかなり小さくなる。

妻の場合は夫の場合と異なり、金曜の生活時間も土曜非就業者と土曜就業者とで差がみられる。金曜の職業労働時間は土曜非就業者の方が約 1 時間長く、家事労働時間は土曜就業者の方が約 1.5 時間長い。職業労働時間と家事労働時間を合わせた総労働時間は土曜非就業者の方が長く、その結果、金曜の自由時間は土曜非就業者の方が長い。

この相違は土曜非就業者と土曜就業者の就業形態の違いを反映しているといえる。土曜非就業者の 70.8% は「主に仕事」に従事しているのに対して、土曜就業者では「主に仕事」に従事している比率が 57.6% であり、42.4% は「傍らに仕事」に従事している。「傍らに仕事」従事者の比率が高ければ、職業労働時間は短くなり家事労働時間は長くなる傾向にある。

本調査の場合、「主に仕事」の妻の場合、週休制度が何らかの週休二日である比率は 62.2%、不定期休である比率は 24.3% であるのに対して、「傍らに仕事」の妻の場合、週休制度が何らかの週休二日である比率は 41.7%、不定期休である比率は 45.8% である。このことと関連して、土曜非就業者の妻の週休制度が週休二日である比率は 79.2%、土曜就業者の妻の週休制度が週休二日である比率は 39.4% となっている。つまり、妻の場合は、土曜非就業者と土曜就業者との相違の中に就業形態や週休制度の違いの要因を含んでいるといえる。

したがって、理想的には就業している妻については就業形態を分けて分析するのが望ましいことはいうまでもないが、本調査の場合はサンプル数の制約によってその分析が困難である。なお、参考までに、「主に仕事」の妻のみについて、土曜非就業者と土曜就業者の金曜の生活時間を比較すると、職業労働時間は土曜非就業者の 7 時間 38 分に対して土曜就業者は 7 時間 55 分であり、土曜就業者の方が長いけれども大きな差ではない。しかしながら、家事労働時間については土曜非就業者が 2 時間 45 分であるのに対して土曜就業者では 3 時間 40 分であり、土曜就業者の方が約 1 時間長い。これを反映して自由時間

は土曜非就業者の 3 時間 14 分に対して土曜就業者は 1 時間 58 分となっている。

就業・非就業別にみた妻の土曜の生活時間を就業形態に分けない全体でみると、職業労働時間の差が約 4 時間である。家事労働時間は非就業の妻の方が長くなるもののその差は 50 分弱であり、金曜の差より小さい。自由時間は非就業者の方が 2 時間 20 分ほど長い。

(4) 専業主婦の生活時間

就業日別分析の最後に専業主婦の生活時間を検討しておきたい。もちろん、専業主婦には就業日・非就業日の区別はない。そこで、専業主婦については、曜日による生活時間を比較した。

図 4-3-3 は金曜と土曜の専業主婦の生活時間を示したものである。金曜から土曜にかけて家事労働時間は減少し、自由時間は増加している。家事労働時間は金曜 8 時間 27 分から土曜 7 時間 15 分へと 1 時間 10 分程度減少し、自由時間は金曜 4 時間 55 分から土曜 5 時間 30 分へと 35 分増加している。

有職の妻の場合、土曜非就業者も土曜就業者も金曜から土曜にかけて家事労働時間は増加していた。土曜就業者の増加分は 30 分弱であるが、土曜非就業者の増加分は約 2.7 時間であった。その結果、有職の妻の土曜の家事労働時間は、土曜非就業者が 5 時間 38 分、土曜就業者が 4 時間 51 分である。

ここで、あらためて専業主婦のデータに注目すると、土曜の家事労働時間は 7 時間 15 分であった。つまり、専業主婦と有職の妻を相互に比較すると土曜の家事労働時間が長いのは専業主婦の方である。専業主婦の土曜の家事労働時間は金曜よりは減少するものの有職の妻よりは長いのである。

この結果は、第 1 章の 1 - 3 で紹介した専業主婦の生活時間の特徴をよりはっきりさせたものであるといえる。つまり、既存の生活時間研究から日本の専業主婦の生活時間の特徴として日曜の家事労働時間が有職の妻より長いことが明らかにされている。専業主婦の家事労働時間は平日から日曜にかけて減少し、有職の妻の家事労働時間は平日から日曜にかけて増加するにもかかわらずである。ここで、既存の研究においては、日曜の有職妻のデータには、日曜に就業しているものも含まれていた。したがって、日曜に就業していない妻だけのデータよりは家事労働時間が短く示される。本調査においては、就業日別分析により、土曜が就業日でない妻の家事労働時間を得ることができた。日曜と土曜という違

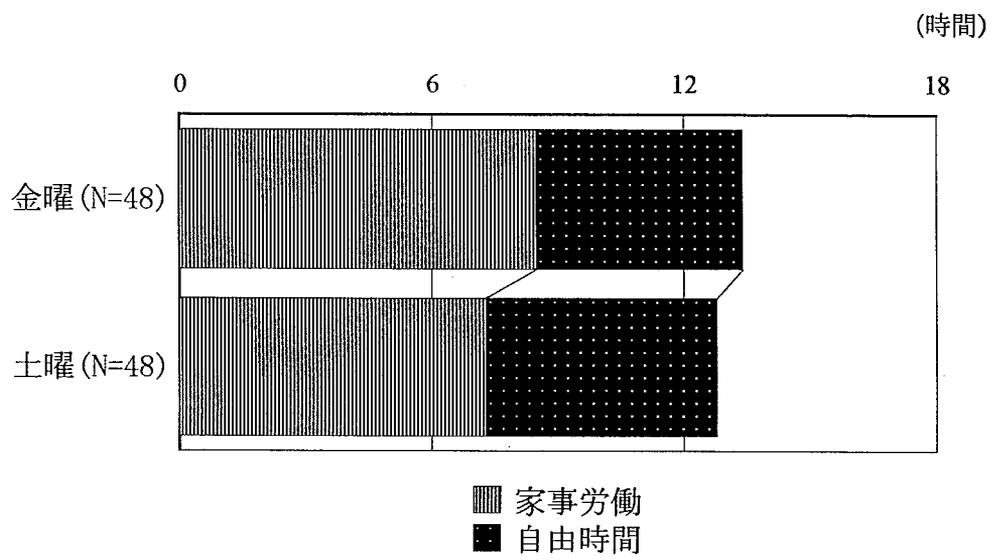


図4-3-3 専業主婦の生活時間配分

いはあるものの、専業主婦の土曜の家事労働時間が、有職の妻の非就業日である土曜の家事労働時間より長いという結果は、専業主婦の土曜あるいは日曜と有職妻の非就業日とは本質的な違いがあることをあらためて示唆しているといえる。

4-4 就業日パターン別にみた夫と妻の生活時間

(1) 夫と妻の就業日パタンの設定

前節では、土曜の就業・非就業および専業主婦について、夫、妻それぞれ別々に金曜と土曜の生活時間を分析した。実際には、夫の就業・非就業、妻の就業・非就業がそれぞれ相互に関連していると考えられることができる。

そこで、図4-4-1のような夫婦の金曜土曜の就業日パターンを設定した。すでに述べたことではあるが、本調査においては、夫が有職で金曜が就業日であった世帯で、かつ妻が有職の場合も妻が金曜に就業日であった世帯のみを分析の対象としている。金曜非就業の影響をのぞいて分析するためである。就業日パターンは夫と妻の金曜と土曜の就業日・非就業日の組み合わせと専業主婦世帯の分類から全部で6パターンを設定した。

パターンⅠは夫も妻もともに金曜も土曜も就業日であるパターンである。

パターンⅡは夫は土曜が就業日であり、妻は土曜が非就業日であるパターンである。

パターンⅢはパターンⅡと逆に、夫は土曜が非就業日であり、妻は土曜が就業日であるパターンである。

パターンⅣは夫も妻とともに金曜も土曜も非就業日であるパターンである。

パターンⅤとパターンⅥは専業主婦世帯であり、パターンⅤは夫の土曜が就業日であるパターン、パターンⅥは夫の土曜が非就業日であるパターンである。

各パタンの構成比を示したものが図4-4-2である。妻が専業主婦で夫の土曜が就業日であるパターンⅤの比率がもっとも高く31.0%、次いで、夫婦ともに金曜土曜とも就業日であるパターンⅠが20.7%である。

このパターン別に次の三つの視点から分析を行った。

第一は、妻の就業日パターンが同じとき、夫の就業・非就業によって妻の土曜の生活時間配分に違いがあるか否かである。

第二は、夫の土曜の就業・非就業による生活時間配分が妻の就業パターンによって相違があるか否かである。

パターン	I	II	III	IV	V	VI
	金土	金土	金土	金土	金土	金土
夫 妻	〇〇 〇〇	〇〇 〇×	〇× 〇〇	〇× 〇×	〇〇 専業	〇× 専業

〇 就労
× 非就労

図4-4-1 夫婦の金曜土曜の就業日パターン

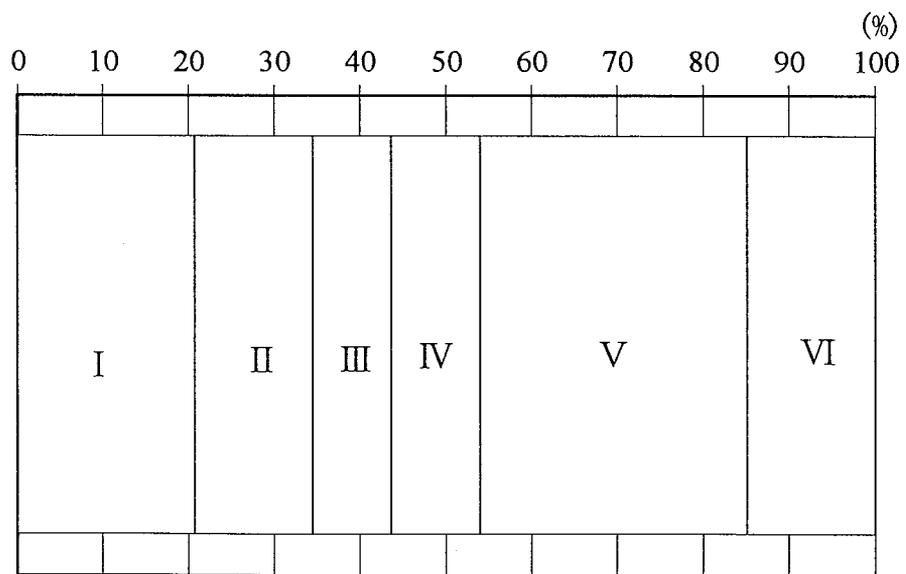


図4-4-2 夫婦の就業日パターン別構成比(N=87)

第三は、前節でも分析した有職女性の非就業日と専業主婦の土曜とについて夫の就業日パターンを含めて再検討することである。

(2) 夫の就業・非就業が妻の生活時間に与える影響

はじめに、妻の就業日パターンが同じとき、夫の就業・非就業によって妻の土曜の生活時間配分にどのような違いがあるかを検討する。図 4-4-3 は 6 つの就業日パターン別に妻の土曜の家事労働時間と自由時間、それに金曜と比較した家事労働時間の増分（減少している場合はマイナス）を示したものである。いちばん左は妻の土曜が就業日の場合について夫の土曜が就業か非就業かによって比較したものである。同様に、真ん中は妻の土曜が非就業の場合、いちばん右は妻が専業主婦の場合を示している。

いずれの場合も、夫の土曜が非就業日である妻の方が夫の土曜が就業日である妻よりも妻自身の家事労働時間は短くなっている。その差は、妻が就業日の場合は 16 分、妻が非就業日の場合は 1 時間 18 分、専業主婦の場合は 17 分である。妻が非就業日である場合はその差がかなり大きい。しかしながら、妻が就業日の場合と専業主婦の場合は家事労働時間が短くなっているとはいえ、その差は大きなものではない。家事労働の時間量そのものに注目すると、妻も夫も非就業日であるパターンⅣの妻の土曜の家事労働時間は 4 時間 52 分であり、妻が非就業日であるにもかかわらず、就業日である妻の家事労働時間より短い。このパターンⅣについては後ほど再検討する。

家事労働時間の差を反映して、自由時間は夫の土曜が非就業日である妻の方が長い。その差は、妻が就業日の場合は 1 時間 53 分、妻が非就業日の場合は 1 時間 23 分、専業主婦の場合は 19 分である。家事労働時間の場合と異なり、妻が有職の場合に自由時間の差が大きい。

妻が就業日の場合に、家事労働時間の差が大きくないのに対して自由時間の差が大きいのは、職業労働時間の差によるものである。妻が土曜に就業する場合、夫も土曜が就業日であるパターンⅠでは職業労働時間が 5 時間 21 分であるのに対して、夫の土曜が非就業日であるパターンⅡでは 3 時間 26 分である。夫を家に残して妻が就業する場合はその職業労働時間をできるだけ短くするようにしているのかもしれない。この約 2 時間の差が家事労働時間の差にはほとんど結びつかず、自由時間の差になってあらわれたといえる。専業主婦の場合は職業労働時間がないので、家事労働時間の差が小さければ自由時間の差も小さくなっているといえる。

(時間)

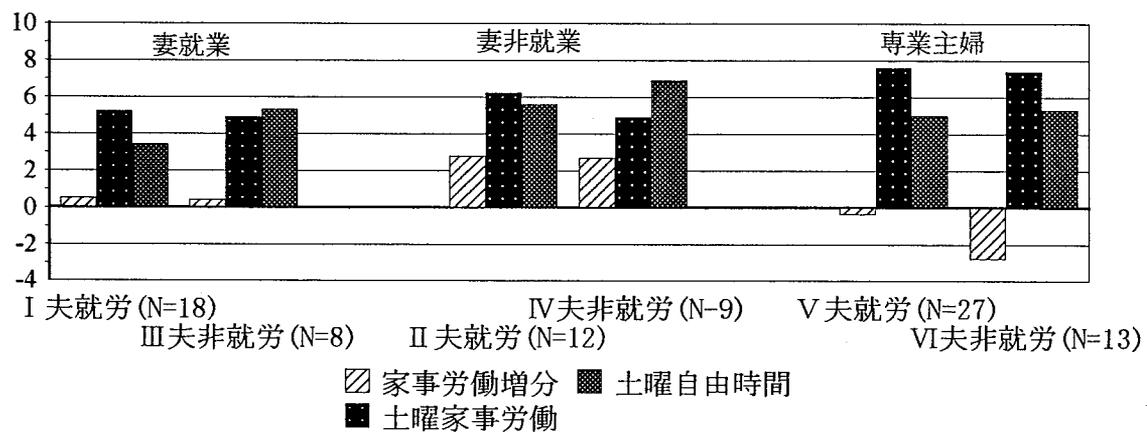


図4-4-3 就業日パターン別妻の生活時間配分

(3) 夫の生活時間に与える妻の影響

次に、夫の土曜の就業・非就業による生活時間配分が妻の就業日パターン（就業日・非就業日・専業主婦）によってどのような影響を受けているかについて分析する。図 4-4-4 は、6つの就業日パターン別に夫の土曜の家事労働時間と自由時間を示したものである。左の三つは夫が非就業日の場合、右の三つは夫が就業日の場合を示している。

夫が非就業日の場合、夫が就業日の場合よりも一般に家事労働時間が長くなることは前節で分析したとおりである。短いといわれている夫の家事労働時間も非就業日の土曜にはかなり長くなる。妻の就業日パターン別にみると、家事労働時間がもっとも長いのは妻が専業主婦の場合のパターンⅥである。パターンⅥの夫の土曜の家事労働時間は 3 時間 19 分である。これに対して、妻が就業日であるパターンⅢの夫の家事労働時間は 2 時間 21 分であり、パターンⅥの夫より約 1 時間短い。この結果は、日本において共働き世帯の有業の夫の家事労働時間が専業主婦世帯の有業の夫より必ずしも長くないという先行研究の結果と結びつくものである。

ここで、注目すべきは妻が非就業日であるパターンⅣの夫の家事労働時間である。この時間は 1 時間 47 分であり、夫が非就業日である三つのパターンの中ではもっとも短い。妻が非就業日であるパターンⅣも妻が専業主婦であるパターンⅥも、その当日に限れば妻が職業労働に従事していないという点では共通である。にもかかわらず、妻が専業主婦の夫の家事労働時間はもっとも長く、妻が非就業日である夫の家事労働時間はもっとも短い。その差は、約 1.5 時間に達している。

以上の結果を反映して、夫の自由時間は妻が専業主婦であるパターンⅥの夫がもっとも短くなっている。

夫が非就業日の場合と比べると、夫が就業日の場合には、夫の土曜の家事労働時間、自由時間は妻の就業日パターンの影響をあまり受けていない。夫が就業日の場合、もっとも家事労働時間が長いのは妻が就業日であるパターンⅠであり、もっとも短いのは妻が専業主婦であるパターンⅤであるが、その差は 12 分である（パターンⅠ 36 分、パターンⅤ 24 分）。同様に自由時間についてももっとも長いパターンⅡとっとも短いパターンⅠの差は 18 分である。

(4) 有職女性の非就業日と専業主婦

前節において、専業主婦の土曜の家事労働時間が、有職の妻の非就業日である土曜の家

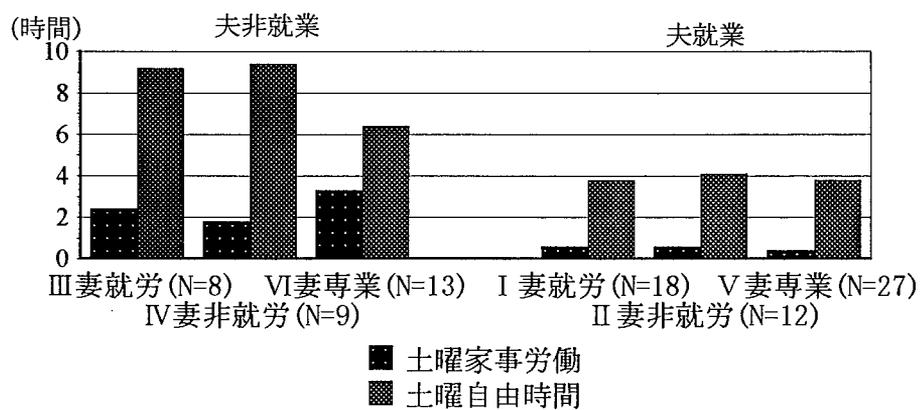


図4-4-4 就業日パターン別夫の生活時間配分

事労働時間より長く、専業主婦の土曜と有職妻の非就業日とは本質的な違いがあるのではないかという示唆を得た。ここでは、その分析を、夫の就業日パターンを含めて再検討する。

再び図 4-4-3 をみていただきたい。夫の就業日パターンに関係なく、土曜が非就業日の妻の家事労働時間は金曜から土曜にかけて増加し、専業主婦の家事労働時間は金曜から土曜にかけて減少していること、専業主婦の家事労働時間の方が土曜が非就業日の妻の家事労働時間より長いことは前節の分析と共通にみられている。

夫の就業日パターン別に比較してみる。夫が就業日である場合、パターンⅡの非就業日の妻の家事労働時間 6 時間 10 分に対してパターンⅤの専業主婦の妻の家事労働時間は 7 時間 38 分であり、その差は約 1.5 時間である。自由時間も非就業日の妻の方が約 35 分長い。夫が就業日でない場合も傾向としては夫が就業日である場合と同じであるが、その差が大きくなる。夫が非就業日で妻も非就業日であるパターンⅣの妻の家事労働時間 4 時間 52 分に対して夫が非就業日の専業主婦であるパターンⅥの妻の家事労働時間は 7 時間 21 分であり、その差は約 2.5 時間である。自由時間の差も約 1.6 時間に広がる。

パターンⅣもパターンⅥも、夫も妻もともに当日職業労働をしてないという意味では共通である。にもかかわらず、妻の生活時間配分には大きな相違がある。これは、あらためて、とくに夫が非就業日である日の有職で非就業日の妻と専業主婦の本質的な違いを示唆する結果であるといえる。

ここで、上述の夫の生活時間に与える妻の影響における分析を思い出していただきたい。そこでもパターンⅣとパターンⅥの夫の生活時間の違いが述べられている。パターンⅣは共働きで夫も妻も土曜非就業、Ⅵは専業主婦世帯で夫が非就業である。生活時間の特徴を繰り返せば、パターンⅣでは夫も妻も家事労働時間が短くパターンⅥでは夫も妻も家事労働時間が長かった（妻の場合パターンⅤの妻よりは家事労働時間が短いが）。

このことは、夫と妻をあわせた家事労働時間を集計すると、より強調される。夫と妻あわせた土曜の家事労働時間はパターンⅥ（専業主婦・夫非就業）では 10 時間 44 分でもっとも長く、パターンⅣ（夫も妻も非就業）では 6 時間 38 分で短い方から二番目である。夫妻ともに就業日であるパターンⅠがもっとも短いのは理解できるとしても、夫が非就業で妻が就業日であるパターンⅡより短い（差は 7 分であるが）ことは注目すべきである。

パターンによる家族構成の相違や有職の妻の職業形態など、もう少し詳細に検討すべき点はあるが、専業主婦世帯と共働き世帯の休日の意味合いの違いを強調している結果であるといえる。

4-5 まとめ

同一世帯の夫婦を対象とした生活時間調査のデータを用いて夫と妻の就業日パターンからみた夫婦の生活時間の特征および夫婦の生活時間の相互関連について明らかにすることができた。

夫だけに注目すると、非就業日であることは自由時間の増加だけでなく、家事労働時間の増加にもつながっていて望ましい社会変化を示しているように見える。確かに、夫が就業日である場合よりも非就業日である場合の方が妻の家事労働の時間的負担が減少している。しかしながらその減少はそれほど大きなものではない。つまり、夫の労働時間短縮の効果が妻にまで十分およんでいるとはいいがたい状況にある。

この夫と妻との関連を夫婦の就業日の組み合わせによるパターンにまで踏み込んで分析すると、このパターンによって夫と妻の生活時間配分の相互作用が異なることも明らかになった。とくに、本研究の調査においては、夫も妻も非就業日であるパターンと夫が非就業日で妻が専業主婦のパターンに特徴がみられた。夫が休日である日の専業主婦と夫が休日である日に同じ休日である有職の妻とではその一日の意味合いが異なっている。

単に職業労働時間を短縮するだけでは夫婦の生活時間のバランスがとれるとはかぎらないことは明らかになった。これまでの、どちらかといえば時間短縮が目的かのようなであった労働時間短縮政策から、労働時間短縮が真の意味で豊かでゆとりある生活をもたらすための手段となるような政策へとすすめていかねばならないと思う。

本研究そのものには、調査のサンプル数の制約などから、十分な分析ができなかった点も多い。新たに研究すべきテーマも多々あると思う。今後、さらにこの研究を発展させていきたいと考えている。

資 料 編

生活時間調査票A 夫・金曜用

生活時間調査票A 夫・土曜用

生活時間調査票A 妻・金曜用

生活時間調査票A 妻・土曜用

生活時間調査票B 夫用

生活時間調査票B 妻用

生活時間調査票C 世帯用

生活時間調査票A

あなたの **12月1日 金曜日** の生活

地点番号	対象者番号

ご主人用

・記入する前に **記入見本** をごらんください

ながら行動	
主な行動	

ながら行動	
主な行動	

ながら行動	
主な行動	

生活時間調査票A

・あなたの **12月2日 土曜日** の生活

ご主人用

・記入する前に **記入見本** をごらんください

ながら行動	
主な行動	

ながら行動	
主な行動	

ながら行動	
主な行動	

生活時間調査票A

あなたの 12月1日 金曜日 の生活

奥様用

記入する前に 記入見本 をごらんください

地点番号	対象者番号

ながら行動	
主な行動	

ながら行動	
主な行動	

ながら行動	
主な行動	

生活時間調査票 A

・あなたの **12月2日 土曜日** の生活

奥様用

・記入する前に **記入見本** をごらんください

ながら 行動	
主な行動	(Blank area for recording activities)

ながら 行動	
主な行動	(Blank area for recording activities)

ながら 行動	
主な行動	(Blank area for recording activities)

生活時間調査票B

ご主人用

あなた個人についての質問です。
該当する番号を○で囲むか、文字を記入して
お答えください。

質問1 あなたはふだん仕事をしていますか。

- a 仕事をしている (1～3より選択)
- 1 主に仕事をしている
 - 2 家事などのかわらわらに仕事をしている
 - 3 通学のかたわらに仕事をしている
- b 仕事をしていない (4～6より選択)
- 4 主に家事をしている
 - 5 主に通学をしている
 - 6 その他
- 質問7へ
進んで
ください

質問2 あなたの職業をお答えください。

仕事をしている方のみ具体的にお答えください。

質問3 12月1日(金)は労働日でしたか。

- 1 はい
- 2 いいえ

質問4 12月2日(土)は労働日でしたか。

- 1 はい
- 2 いいえ

質問5 あなたがふだんの一週間の就業時間は(ふだんから残業や副業をしている場合はそれを
含む) どれほどですか。

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---------|
| 1 | 15時間未満 | 5 | 4 | 9～59時間 |
| 2 | 15～34時間 | 6 | 6 | 60時間以上 |
| 3 | 35～42時間 | 7 | 7 | 決まっていない |
| 4 | 43～48時間 | | | その他 |

質問6 休日の制度について、該当するものを選んでください。

- a 週休二日 (1～4より選択)
- 1 毎週 3月2回、隔週
 - 2 月3回 4月1回
- b 週休二日以外 (5～7より選択)
- 5 週休一日半
 - 7 不定期、その他
 - 6 週休一日

質問7 あなたの教育について、該当するものを選んでください。

- 1 小学校 4 大学・大学院卒業
- 2 中学校卒業 5 現在在学中
- 3 高校卒業
- 短大・高専・
専門学校卒業

質問8 次にあげる二つの意見のうち、あなたはa、bどちらの意見に賛成でしょうか。どちらともいえない、という場合も「どちらかといえれば……」ということでお答えください。

- (1) a: 台所の仕事は夫も手伝うべきではない
b: 夫は台所の仕事に口出しすべきではない

- 1 aに賛成 3 どちらかといえbに賛成
- 2 どちらかといえbに賛成 4 bに賛成

(2) a: 一家の主人は少々家庭を犠牲にしても、仕事で成功した方がよい

b: 一家の主人は仕事でそれほど成功しなくても、家庭を重視した方がよい

- 1 aに賛成 3 どちらかといえbに賛成
- 2 どちらかといえbに賛成 4 bに賛成

質問9 次にあげた余暇活動のうち、今年になってから行った活動はどれですか。該当する活動すべてに○をつけてください。

- 1 休息(昼寝・ゴロ寝など)
- 2 けいこ事(お茶・お花・料理など)
- 3 教育に関する会合(講習会・各種学校・通信教育・カルチャーセンターなど)に参加
- 4 ラジオ・テレビの教育、教養番組を視聴
- 5 地域的な会合(町内会・PTA会合など)に参加
- 6 雑誌・定期刊行物(日刊を除く)を読む
- 7 小説・専門書・教養書などを読む
- 8 友人・知人・親類などの家を訪問する。または訪問を受ける
- 9 手紙や電話で人と交際(商売上は除く)
- 10 パブ・スナック・飲み屋へ行く
- 11 喫茶店・レストランへ行く
- 12 スポーツをする
- 13 日帰りの行楽(遊園地・ハイキング・ドライブなど)へ行く
- 14 1～2泊の小旅行へ行く
- 15 3泊以上の国内旅行へ行く
- 16 海外旅行へ行く
- 17 散歩・公園へ行く
- 18 スポーツ見物に行く
- 19 映画・観劇・コンサートへ行く
- 20 美術館・展覧会・博物館へ行く
- 21 ウィンドーショッピング・百貨店
- 22 パチンコ・競馬・競輪などのギャンブル
- 23 ゲーム・囲碁・将棋・麻雀などの室内遊戯
- 24 創作的活動(彫刻・絵画・日記・文学的創作・作曲・茶・花・写真・ビデオ作成等)
- 25 楽器演奏・歌・カラオケ
- 26 CD・レコード・テープを聴く
- 27 ビデオをみる
- 28 手工芸・日曜大工
- 29 園芸・飼育
- 30 社会奉仕(ボランティア)活動

生活時間調査票B

奥様用

あなた個人についての質問です。
該当する番号を○で囲むか、文字を記入して
お答えください。

質問1 あなたはふだん仕事をしていますか。

- a 仕事をしている (1~3より選択)
- 1 主に仕事をしている
 - 2 家事などのかわらわらに仕事をしている
 - 3 通学のかたわらに仕事をしている
- b 仕事をしていない (4~6より選択)
- 4 主に家事をしている
 - 5 主に通学をしている
 - 6 その他

質問2 あなたの職業をお答えください。

仕事をしている方のみ具体的にお答えください。

質問3 12月1日(金)は労働日でしたか。

1 はい 2 いいえ

質問4 12月2日(土)は労働日でしたか。

1 はい 2 いいえ

質問5 あなたのふだんの一週間の就業時間は(ふだんから残業や副業をしている場合はそれを
含む) どれほどですか。

1	15時間未満	5	4	9~5	9時間
2	15~34時間	6	6	0時間以上	
3	35~42時間	7	7	決まっていない	
4	43~48時間			その他	

質問6 休日の制度について、該当するものを
選んでください。

a 週休二日 (1~4より選択)

- 1 毎週 3 月2回、隔週
- 2 月3回 4 月1回

b 週休二日以外 (5~7より選択)

- 5 週休一日半 7 不定期、その他
- 6 週休一日

質問7 あなたの教育について、該当するもの
を選んでください。

- 1 小学校・ 4 大学・大学院卒業
- 2 中学校卒業 5 現在在学中
- 3 高校卒業
- 短大・高専・
専門学校卒業

質問8 次にあげる二つの意見のうち、あなたは
a、bどちらの意見に賛成でしょうか。
どちらともいえない、という場合も「ど
ちらか」といえば………」ということでお答
えください。

- (1) a : 台所の仕事は夫も手伝うべきだ
b : 夫は台所の仕事に口出しすべきでは
ない

- 1 aに賛成 3 どちらかといえ
bに賛成
- 2 どちらかといえ
aに賛成 4 bに賛成

(2) a : 一家の主人は少々家庭を犠牲にして
も、仕事で成功した方がよい

b : 一家の主人は仕事でそれほど成功し
なくても、家庭を重視した方がよい

- 1 aに賛成 3 どちらかといえ
bに賛成
- 2 どちらかといえ
aに賛成 4 bに賛成

質問9 次にあげた余暇活動のうち、今年になってから
行った活動はどれですか。該当する活動すべてに
○をつけてください。

- 1 休息 (昼寝・ゴロ寝など)
- 2 けいこ事 (お茶・お花・料理など)
- 3 教育に関する会合 (講習会・各種学校・通信教育・
カルチャーセンターなど) に参加
- 4 ラジオ・テレビの教育、教養番組を視聴
- 5 地域的な会合 (町内会・PTA会合など) に参加
- 6 雑誌・定期刊行物 (日刊を除く) を読む
- 7 小説・専門書・教養書などを読む
- 8 友人・知人・親類などの家を訪問する。または訪
問を受ける
- 9 手紙や電話で人と交際 (商売上は除く)
- 10 パブ・スナック・飲み屋へ行く
- 11 喫茶店・レストランへ行く
- 12 スポーツをする
- 13 日帰りの行楽 (遊園地・ハイキング・ドライブな
ど) へ行く
- 14 1~2泊の小旅行へ行く
- 15 3泊以上の国内旅行へ行く
- 16 海外旅行へ行く
- 17 散歩・公園へ行く
- 18 スポーツ見物へ行く
- 19 映画・観劇・コンサートへ行く
- 20 美術館・展覧会・博物館へ行く
- 21 ウィンドーショッピング・百貨店
- 22 パチンコ・競馬・競輪などのギャンブル
- 23 ゲーム・囲碁・将棋・麻雀などの室内遊戯
- 24 創作的活動 (彫刻・絵画・日記・文学的創作・作
曲・茶・花・写真・ビデオ作成等)
- 25 楽器演奏・歌・カラオケ
- 26 CD・レコード・テープを聴く
- 27 ビデオをみる
- 28 手工芸・日曜大工
- 29 園芸・飼育
- 30 社会奉仕 (ボランティア) 活動

生活時間調査票 C

世帯用

ご家庭全体についての質問です。
ご主人かまたは奥様がお答えください。
該当する番号を○で囲むか、文字を記入してください。

質問 1 現在ご一緒に住んでいるご家族全員の方の続柄、年齢をお教えください。
あなた方お二人からみた続柄をご記入ください。

続柄 (例) 長男	夫	妻		
年齢 8 歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳

質問 2 ご結婚後、何年になりますか。

1 5 年未満	3 10 年～20 年未満
2 5 年～10 年未満	4 20 年以上

質問 3 お住まいについてお答えください。

(1) 住居の種類について、該当するものを選んでください。

1 持ち家	4 民営の借家・賃貸アパート
2 社宅・給与住宅	5 その他 ()
3 公社・公団・公営の賃貸住宅	

(2) 住宅の建て方について該当するものを選んでください。

1 一戸建	3 長屋建・テラスハウス
2 共同住宅	4 その他 ()

(3) 居住室数をお答えください。
(ダイニングキッチンが居室に含めます)

室

地点番号	対象者番号

質問 4 車をお持ちですか。営業用だけに使用する車は除いてください。

- 1 持っている 2 持っていない

質問 5 お宅の収入は、家計全体で年間どれぐらいでしょうか。
税込みでお答えください。

1 100 万円未満	7 600～699 万円
2 100～199 万円	8 700～799 万円
3 200～299 万円	9 800～899 万円
4 300～399 万円	10 900～999 万円
5 400～499 万円	11 1,000～1,499 万円
6 500～599 万円	12 1,500 万円以上

質問 6 差し支えなければ電話番号をお教えください。

--